平成３０年２月９日

全管連 第５１回事務局研修会

『建設キャリアアップシステムについて』

【資　料　目　次】

建設キャリアアップシステムについて..... 資料１

「技能者情報登録」のご案内 資料２

「事業者情報登録」のご案内 資料３

「技能者情報登録 代行申請」のご案内..... 資料４

技能者情報 登録申請書（サンプル）..... 資料５

事業者情報 登録申請書（サンプル）..... 資料６

事業者の方へ （サンプル） 資料７

建設キャリアアップシステム 資料８

（一財）建設業振興基金

資料1

建設キャリアアップシステムについて

「建設キャリアアップシステム　シンボルマーク」

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

国土交通省

1. システムの概要（P2～4）

2. システムの利用手順とメリット（P5～11）

3. システムの利用料金（P12～14）

4. システムを活用した政策展開（P15～18）

5. 今後のスケジュール（P19～21）

1. システムの概要

建設キャリアアップシステムの構築

国土交通省

○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
○システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
○システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連　等）で検討を進め、平成３０年秋に運用開始予定
○運用開始初年度で１００万人の技能者の登録、５年で全ての技能者（３３０万人）の登録を目標

＜参考＞新しい経済政策パッケージ（H29.12.8閣議決定）（抄）

第３章　生産性革命
（２）第４次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等
④建設分野
- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。

①技能者情報等の登録





【事業者情報】
・商号
・所在地
・建設業許可情報　等

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入状況等

【現場情報】
・現場名
・工事の内容　等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り







技能者に**カードを交付**

③システムによる就業履歴の蓄積

技能者情報のイメージ

	ID	123456789012
	氏名	建設　太郎
	生年月日	S55　1980/07/28
保有資格		
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況		退職金共済
建保 ○	協会建保	建退共 ○
年金 ○	厚生年金	
雇用 ○	ー	

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

就業履歴情報のイメージ

履用事業者	現場名	就業年月	就業日数
○○建設	××ビル	2019.6	22日
○○建設	□□住宅	2019.7	19日
○○建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体
（一財）建設業振興基金

設キャリアアップシステムの概要

国土交通省

1．基本理念・基本方針

○技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの技能者を巡る環境の改善等を目指す
○技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
○簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報の適切な保護にも留意する

2．登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

技能者情報
本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）

必須情報
○社会保険加入状況
○建退共手帳の有無　　等

推奨情報
○保有資格、研修受講履歴
○健康診断受診歴の有無　等



事業者情報
○商号
○所在地
○建設業許可情報
許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

現場情報
○現場名及び住所、元請事業者名
○工事の内容が分かる項目　等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

就業履歴
○現場入場実績（日単位）等



※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

3．技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

○技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付
○技能者は申請方法に応じた実費（インターネット申請:2500円又は郵送・窓口申請3500円）を負担し、有効期間は10年。
○将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。



4．事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

○事業者がシステムを利用する際は、事業者の資本金に応じた登録料や利用の程度に応じた利用料の負担が必要。
○システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

5．システムの運営主体・普及目標

○運営主体は（一財）建設業振興基金。
○運用開始後１年で約100万人の登録を目指し、開始後５年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

2. システムの利用手順とメリット

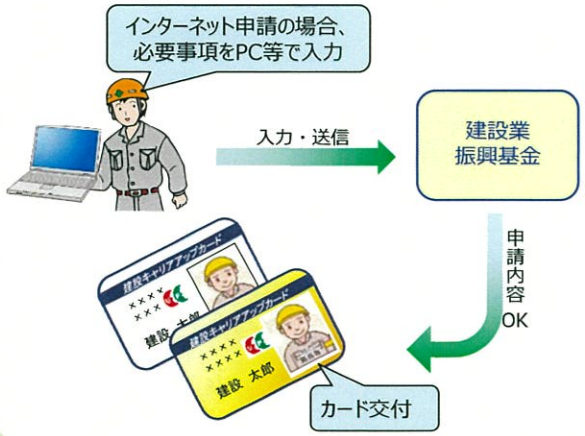
建設キャリアアップシステムの利用手順

国土交通省

① システムの利用にあたっての登録

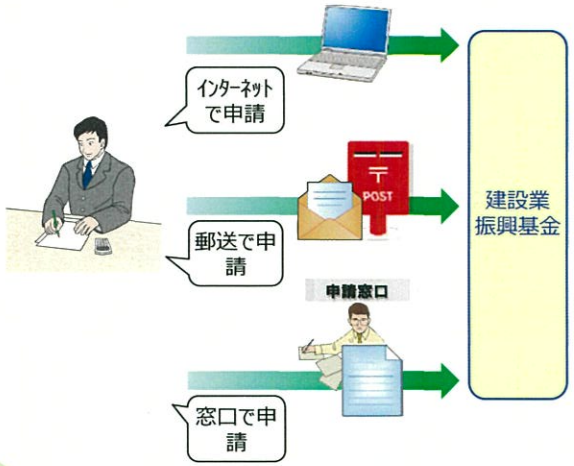
技能者

○インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請
※所属事業者等による代行申請可



事業者

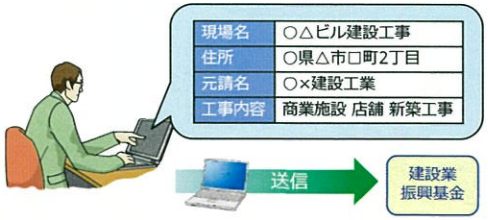
○インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請



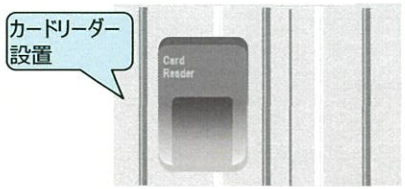
② 現場におけるシステムの利用

元請事業者

○現場開設時に現場情報を登録



○現場にカードリーダーを用意



技能者

○現場入場時にカードをカードリーダーで読み取り



さまざまなタイプのカードリーダーが利用可能。



PC接続型　ハンディ型　常設型

③ システム利用の効果

技能者

○就業実績がシステムに蓄積される



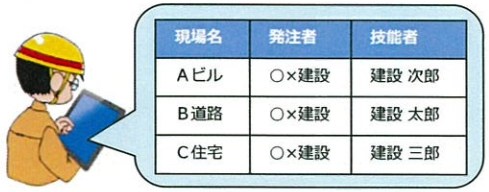
建設太郎 ／ 技能者就業履歴

現場名	就業年月	就業日数	立場
○○ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	
合計		22日	

[活用例1]
- 自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なる技能の研鑽につなげていくことができる。
- 再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を証明できる。
- 将来的にシステムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準や技能・職歴などに応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める（労務単価への反映も視野）

元請事業者・上位下請事業者

○技能者本人が現場に入場中（工事期間中）は技能者情報が閲覧可能



現場名	発注者	技能者
Aビル	○×建設	建設 次郎
B道路	○×建設	建設 太郎
C住宅	○×建設	建設 三郎

[活用例2]
- 複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで確認（日単位）できるようになる。
- 工事完了後であっても、現場の入場実績を確認できるため、現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が期待できる。
- 元請事業者は交付する建退共の証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易になる。

システム画面のイメージ 1/2

国土交通省

1 技能者本人の閲覧ページ（イメージ）

技能者本人は
・自身の技能者情報（①）、就業履歴情報（②）を閲覧し、履歴を証明する書類として出力・印刷できる

①技能者情報（本人）

本人情報

			証	開
	ID	123456789012	■	■
	氏名	建設　太郎	☑	■
	生年月日	S45 1970/07/07	☑	☑
	年齢	49歳	☑	☑
	性別	男	□	☑
経験年数 20 年	住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	☑	☑
	電話番号	03-1234-5678	■	□
	緊急連絡先	03-1234-1234	■	□
	FAX	03-1234-5679	■	□
	メール	〇〇@〇〇.co.jp	■	□
	国籍	日本	☑	■
	在留期間	--	☑	■

職種

	証	開
大工	■	■
足場とび工	■	■

保有資格

			証	開
登録基幹技能者講習	登録建築大工基幹技能者	2015.12.20	☑	☑
技能検定	一級建築大工技能士	2005.03.20	☑	☑
建築士	木造建築士	2012.01.18	☑	☑
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2003.04.05	☑	☑
特別教育	ロープ高所作業	2003.02.17	□	☑

学歴・指定学科

		証	開
〇	〇〇大学　建築学科	☑	☑

表彰実績

		証	開
優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20	☑	☑

所属事業者

	雇用日	証	開
〇〇建設(株)	1993.04.06	☑	■

社会保険加入状況

			記号・番号	証	開
健保	〇	協会健保	12345678-12345678	☑	■
年金	〇	厚生年金	12345678-12345678	☑	■
雇用	〇	---	12345678-12345678	☑	■

健康診断

			証	開
一般検診		2019.04.20	☑	☑
特殊検診	石綿肺	2018.12.05	□	☑

労災保険特別加入状況

	番号	証	開
一人親方特別加入	—	□	■

退職金共済

		被共済番号	証	開
建退共	〇	123456789	☑	■
中退共	—	—	□	■

②就業履歴情報

技能者就業履歴

ID:123456789012
氏名:建設　太郎
期間:2018年06月01日～2019年06月30日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区 △△アパート	2018.06	19 日
〇〇建設(株)	埼玉県××市 〇〇マンション	2018.07	18 日
〇〇建設(株)	千葉県□□市 ××アパート	2019.06	20 日
計	84現場		245 日

一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる

2 所属事業者の閲覧ページ（イメージ）

所属事業者は
・自らの情報（事業者情報(①))を閲覧できる
・所属する技能者の情報を一覧表示（②）できる
・一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる（1-①,②へ）
・有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能（③）を備える予定

①事業者情報（自社）

事業者情報（自社情報）

事業者 ID	123456789012		
商号・名称	〇〇建設(株)		
代表者名	〇〇　〇太郎		
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4		
電話番号	03-1234-1234		
建設業許可（業種・番号・年月）			
123456	13	東京都知事	H32年07月10日まで
	特	土建鋼舗	
	般	大と石屋タ内園水	
社会保険加入情報（整理記号等）			
健保	〇	協会健保	12345678
年金	〇	厚生年金	12345678
雇用	〇	---	13201-912342
労災	〇	---	13101-912345-000
退職金共済			
建退共	〇	共済契約者番号	6398765

②所属技能者一覧

ID	氏名	性別		職種	年齢	保険加入 健保	年金	雇用
123456789012	建設　太郎	男	1	大工	49	〇	〇	〇
			2	足場とび工				
123456789013	〇〇　〇男	男	1	宮大工	52	〇	〇	〇
123456789015	〇〇　〇次郎	男	1	大工	42	〇	〇	〇
123456789016	〇〇　〇彦	男	1	足場とび工	31	〇	〇	〇
123456789018	〇〇　〇美	女	1	木工	24	〇	〇	〇

③技能者情報の集計

所属技能者情報

所属技能者数		〇人
有資格者数		〇人
登録基幹技能者		〇人
技能士		〇人
免許		〇人
その他資格		〇人
技術検定		〇人
建築士		〇人
保険加入率	〇%	3保険加入
健保	〇%	適用除外を除く
年金	〇%	
雇用	〇%	
建退共加入者		〇人
中退共加入者		〇人

④技能者就業履歴（歴日毎）

出面集計表

雇用事業者　〇〇建設(株)
就業年月　自 2019/6/1　至 2019/6/30
「技能者出面情報」より　本表に直接入力
月次一括確認

ID	技能者名	現場名(場所)	建退共加入	就業日数	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	27 水	28 木	29 金	30 土	割増 残業(h)	割増 深夜(h)	割増 休日(日)	雇用事業者 確認	雇用事業者 メモ
123456789012	建設　太郎	××アパート	〇	20				1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1				☑	
123456789013	〇〇　〇男	××アパート	〇	21				1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1				☑	
123456789016	〇〇　〇次郎	□□マンション	〇	18	1			1	1	1	1	1			1	1	1		1	1			3.5			☑	
123456789018	〇〇　〇美	××アパート	〇	18				1	1	1	1	1			1	1	1	1			1					☑	
	計	3 現場		119	3	0	0	6	6	6	6	6	0	0	6	6	6	6	5	5	3	3	13.0	0.0	0		

※雇用事業者用　所属技能者の出面表
2019年6月30日現在

システム画面のイメージ 2/2

国土交通省

3 稼働中の現場における元請、上位下請閲覧ページ（イメージ）

稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者は
- 自社に関する現場を一覧表示（①）でき、選択により現場情報（②）を閲覧できる
- 現場に入退場する技能者の情報を一覧表示（③）できる
  ※③は工事期間中のみ閲覧可能
- 一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる（1-①,②へ）
- 有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能（④）を備える予定

①自社に関する現場一覧

自社に関する現場一覧
雇用事業者　○○建設(株)
就業年月　自　2019/6/1
　　至　2019/6/30

現場名	住所	元請名
××アパート新築工事	千葉県○○市○○○○1-23	□□建設
△△ビル新築工事	東京都□□区××2-4	××JV
□□マンション改修	東京都△△市△△6-1	△△建設

②現場情報

現場情報

現場 ID	123456789012		
現場名	××アパート新築工事		
住所	千葉県○○市○○○○1-23		
元請名	□□建設		
発注者	△△住宅		
工期	2019.06	～	2019.09
工事内容			
建築			
用途	共同住宅	建築面積	○○○○㎡
構造	木造	延床面積	○○○○㎡
階数	○階		
土木			
工種		工法	
概要			

③技能者情報一覧

作業員履歴一覧情報
元請上位事業者　□□建設(株)
現場名（場所）　××アパート
就業年月　自　2019/6/1
　　至　2019/6/30

事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入
○○建設(株)	建設　太郎	20	大工工事		○	○	○
○○建設(株)	○○　○男	21	大工工事	職長	○	○	
○○建設(株)	○○　○美	18	大工工事		○	○	○
××工務所	□□　□郎	15	大工工事		○	○	
××工務所	□□　次郎	15	大工工事		○	○	○
××工務所	□□　太郎	20	電気設備工事	職長	○	○	○
××工務所	□□　花子	20	電気設備工事		○	○	○

一覧から選択して技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる（1-①,②）

④技能者情報の集計

入場中技能者情報

所属技能者数		○人
有資格者数		○人
登録基幹技能者		○人
技能士		○人
免許・資格		○人
技能講習		○人
特別教育		○人
その他受講歴		○人
保険加入率	○%	3保険加入
健保	○%	適用除外を除く
年金	○%	
雇用	○%	
建退共加入者		○人
中退共加入者		○人

4 システムに登録した事業者の閲覧（イメージ）

システムに登録した事業者は
- 他社の事業者情報（①）を検索して閲覧できる
- 本人及び所属事業者が同意した範囲で、所属技能者一覧（②）、技能者情報（③）、就業履歴情報（④）を閲覧できる

①事業者情報（他社）

事業者情報

事業者 ID	123456789012		
商号・名称	○○建設(株)		
代表者名	○○　○太郎		
所在地	東京都○○市○○○○-1-23-4		
電話番号	03-1234-1234		
建設業許可（業種・番号・年月）			
123456	13	東京都知事	H32年07月10日まで
	特	土建鋼舗	
	般	大と石屋タ内園水	
社会保険加入情報（整理記号等）			
健保	○	協会健保	12345678
年金	○	厚生年金	12345678
雇用	○	----	13201-912342
労災	○	----	13101-912345-000
退職金共済			
建退共	○	共済契約者番号	0000765

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

②所属技能者一覧（同意している時）

所属技能者一覧
雇用事業者　○○建設(株)

ID	氏名	性別	職種		年齢	保険加入 健保	年金	雇用
123456789012	建設　太郎	男	1	大工	49	○	○	○
			2	足場とび工				
123456789013	○○　○男	男	1	宮大工	52	○	○	○
123456789015	○○　○次郎	男	1	大工	42	○	○	○
123456789016	○○　○彦	男	1	足場とび工	31	○	○	○
123456789018	○○　○美	女	1	木工	24	○	○	○

本人及び所属事業者が同意した範囲で技能者情報・就業履歴情報を閲覧（一部のみ表示）

③技能者情報（同意している時）

本人情報

			証	開
	ID	123456789012	■	■
	氏名	建設　太郎	☑	■
	生年月日	S45 1970/07/07	☑	☑
	年齢	49歳	☑	☑
	性別	男	□	☑
経験年数 20 年	住所	東京都○○市○○○○-1-23-4	☑	☑
	電話番号	03-1234-5678	■	□
	緊急連絡先	03-1234-1234	■	□
	FAX	03-1234-5679	■	□
	メール	○○@○○.co.jp	■	□
	国籍	日本	☑	■
	在留期間	----	☑	■

④就業履歴情報（同意している時）

技能者就業履歴
ID：123456789012
氏名：建設　太郎
期間：2018年06月01日～2019年06月30日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
○○建設(株)	東京都○○区△△アパート	2018.06	19 日
○○建設(株)	埼玉県××市○○マンション	2018.07	18 日
○○建設(株)	千葉県□□市××アパート	2019.06	20 日
計 84現場			245 日

※本人もしくは所属事業者が同意していない時は閲覧不可

建設キャリアアップシステムに登録される資格等の情報

国土交通省

・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報をシステムに登録。
・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。

技能者が申請する内容（資格等）

例えば
登録基幹技能者
技能士
施工管理技士

例えば
建築士
電気工事士

例えば
作業主任者

例えば
特別教育
職業訓練

例えば
職業訓練

例えば
建設マスター

登録までの経験

入力情報		項目	記載例
資格（複数登録可）	資格（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	資格名：登録○○基幹技能者 更新年月日：2016年10月10日
		保有資格①取得年月日	
	免許（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
	技能講習（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
	特別研修（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
研修受講履歴（複数登録可）		研修①研修名	○○主任者
		研修①受講年月日	2014年5月15日
表彰（複数登録可）		表彰①名称	建設マスター
		表彰①表彰年月日	2016年10月16日
職種（複数選択可）		職種	型枠
経験年数（職歴なども記載可能）		経験記入欄（技能者本人記入用）	型枠工事を20年。
		経験記入欄（所属事業者記入用）	この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。

技能者情報の閲覧イメージ

登録された資格、免許などの名称や取得等の年月日が閲覧可能

登録

登録された表彰の名称と受賞年月日が閲覧可能

本人情報 No.1-1

	ID	123456789012
	氏名	建設　太郎
	生年月日	S45 1970/07/07
	年齢	46歳
	性別	男
経験年数 20 年	住所	東京都○○市 ○○○○-1-23-4
	電話番号	00-1234-5678

職種

左官工

保有資格

登録基幹技能者講習	登録左官登録基幹技能者	2013.12.20
技能検定	一級左官技能士	2005.03.20
建築士	二級建築士	2012.01.18
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2000.04.05
特別教育	ロープ高所作業	2000.02.17

表彰実績

優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20

【就業履歴情報の閲覧イメージ】

技能者就業履歴 No.2-1

ID：123456789012
氏名：建設　太郎
期間：2019年6月01日～2024年5月31日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数	職種	立場	作業内容
○○建設(株)	東京都○○区△△ビル	2019.06	10 日	左官工		壁塗り作業
○○建設(株)	埼玉県××市○○マンション	2019.08	18 日	左官工	職長	吹き付け作業
○○建設(株)	千葉県□□市××アパート	2020.04	10 日	左官工	職長	壁塗り作業 吹き付け作業
計	84現場		1245 日			

現場で蓄積された就業履歴の合計日数

建設キャリアアップシステムのメリット

国土交通省

技能者の処遇改善

○経験や技能に応じた処遇の実現

- システムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準を検討
  （レベルに応じてキャリアアップカードを色分け）
- 技能者の能力評価と連動した専門工事企業の施工能力の見える化も進め、良い職人を育て、雇用する専門工事企業が選ばれる環境を整備



現場管理の効率化

○社会保険加入状況等の確認の効率化

- 現場に入場する技能者ひとりひとりについて、社会保険の加入状況等の確認が効率化

事業者名	技能者名	就業日数	社会保険加入
○○建設	○○○男	11	○
○○建設	建設太郎	10	○
××工務所	□□□子	20	○
××工務所	□□次郎	20	○



○書類作成の簡素化・合理化

- 施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減

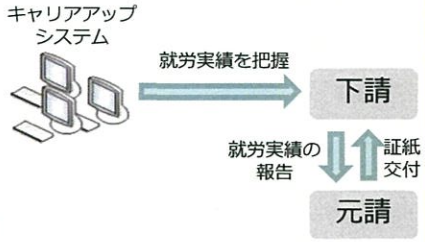
作業員名簿（イメージ）

氏名	職種	生年月日	現住所
○○ ○男	型枠工	○年○月○日	○○県○○市 ～～～
建設 太郎	型枠工	△年△月△日	△△県△△市 ～～～
□□ □子	鉄筋工	□年□月□日	□□県□□市 ～～～
□□ 次郎	足場とび工	■年■月■日	■■県■■市 ～～～

※赤枠部分にシステムに蓄積された情報が反映される

○建退共関係事務の効率化

- 技能者に証紙を交付する際の事務作業が軽減（現在は手作業で必要書面を作成している）



※建退共において、証紙に替えて電子的に就労実績を把握する方式の導入について検討が進められている

建設キャリアアップシステムの活用（技能者のメリット）

国土交通省

○建設キャリアアップシステムは、技能者一人ひとりについて、どのような資格を持ち、どの現場で何日就業したかなどを業界横断的に登録・蓄積する仕組み。

⇒業界全体で、技能者一人ひとりの技能や経験をしっかりと“認め”“育てる”仕組み

○技能や経験の簡易で客観的な蓄積

- キャリアアップカードをカードリーダーにかざすだけで自動的に蓄積
- どこの現場であっても共通のルールで蓄積
- 情報は電子的に蓄積



現場入場の際に読み取り

就業履歴情報（イメージ）

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
○○建設	××ビル	2019.6	22日
○○建設	□□住宅	2019.7	19日
○○建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

○技能や経験の確認や証明の簡易化

- 取得した資格やこれまでの経歴を簡易に確認、更なるスキルアップを促進
- 自身の経歴などを簡易に証明



○建退共証紙の確実な貼付

- システムに蓄積された就業履歴を活用し、建退共手帳への証紙の貼付状況の確認が容易に

貼付状況の確認

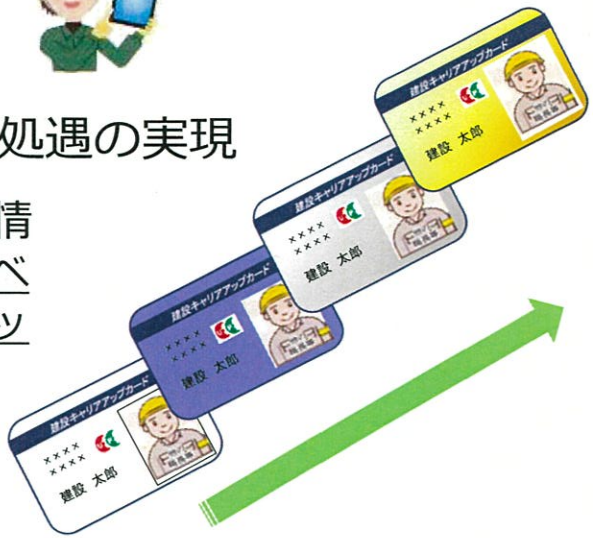


建退共手帳・証紙

○経験や技能に応じた処遇の実現

- システムに蓄積される情報を活用し、技能者レベルに応じたキャリアアップカードの色分け

※当面は、登録基幹技能者に対し、ゴールドカードを交付



※その他、システム利用やカード取得・保有によるメリットについて検討中

3. システムの利用料金

建設キャリアアップシステムの利用料金

国土交通省

システムの普及目標

○「全ての技能者、事業者の登録と全ての現場での就業履歴の蓄積」を目指す。
○具体的には、初年度100万人の技能者登録、5年で全ての技能者、事業者の登録を目指す。

技能者の利用料金

【インターネット申請の場合】
2,500円

【郵送・窓口申請の場合】
3,500円

・カードの**有効期間は１０年**
（Ｅレベルについては３年）

＝１年当たり250円又は350円

※Ｅレベル：本人確認書類未提出者
※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合、発送費を含む実費相当（約1,000円）で再発行予定。

事業者の利用料金

【料金体系】

料金の種類		設定方法	支払い	対象
①事業者登録料		資本金	５年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム利用料	②管理者ＩＤ利用料	管理者ＩＤの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	－	元請として現場を登録する事業者

※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新（円）
500万円未満	3,000
500万円以上1,000万円未満	6,000
1,000万円以上2,000万円未満	12,000
2,000万円以上5,000万円未満	24,000
5,000万円以上1億円未満	30,000
1億円以上3億円未満	60,000
3億円以上10億円未満	120,000
10億円以上50億円未満	240,000
50億円以上100億円未満	300,000
100億円以上500億円未満	600,000
500億円以上	1,200,000

※一人親方は無料。　※消費税（８%）を含む。

②管理者ＩＤ利用料（毎年）

ＩＤ数	料　金
1	2,400

※以降、１IDごとに2,400円。
※１月あたり200円。

・管理者ＩＤの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料　金
１回	３円

・現場に入場する人日単位で課金

（参考）事業者規模別のモデル的な料金額

国土交通省

【前提条件】
①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者のみの負担で、下請けとなる工事には不要。
②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高１億円と仮定し、年間完成工事高のうち、７割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル①

項　目	規　模
資本金	400万円
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	600円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合　計	**3,210円/年**

◆事業者モデル②

項　目	規　模
資本金	500万円
年完工高	5,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	1,200円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	1,050円/年
合　計	**4,650円/年**

◆事業者モデル③

項　目	規　模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合　計	**6,900円/年**

◆事業者モデル④

項　目	規　模
資本金	3,000万円
年完工高	3億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	4,800円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	6,300円/年
合　計	**13,500円/年**

◆事業者モデル⑤

項　目	規　模
資本金	7,000万円
年完工高	7億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	6,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	14,700円/年
合　計	**23,100円/年**

◆事業者モデル⑥

項　目	規　模
資本金	2億円
年完工高	20億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	42,000円/年
合　計	**56,400円/年**

4. システムを活用した政策展開

建設キャリアアップシステムを活用した技能者の処遇改善に向けた取組

国土交通省

・建設キャリアアップシステムの導入で確認が可能となる、技能者の保有資格及び就業履歴のデータを活用し、個々の技能者の知識や技能と組み合わせた「能力評価基準」を策定する。
・この能力評価基準に基づいて技能者を評価する枠組みを構築し、レベルに応じてキャリアアップカードを色分けすることで、技能者の技能や経験に応じた処遇の実現に向けた環境整備を行う。
・更に、この技能者の能力評価基準と連動した専門工事企業の施工能力の見える化を進め、良い職人を育て、雇用する専門工事業者が選ばれる環境を整備する

能力評価基準の要素

○保有資格（キャリアアップシステムに登録される）
○就業実績（キャリアアップシステムに蓄積される）
○職種に応じた知識・技能　等

これらを組み合わせて評価

※カードのカラーはイメージ

評価基準に合わせてカードを色分け

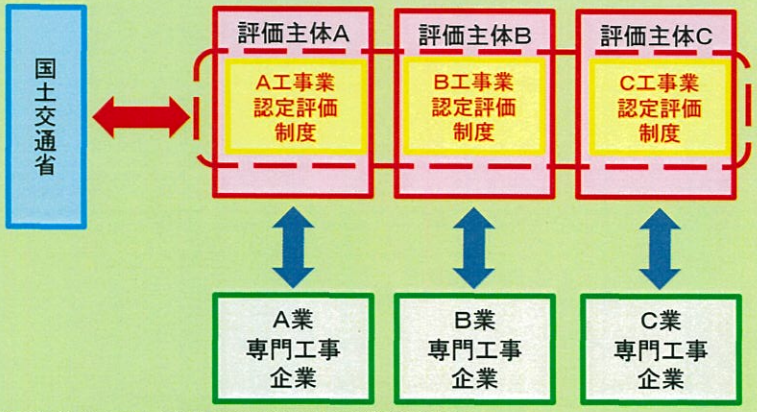


建設キャリアアップシステムに登録した技能者に対し個別に配布されるキャリアアップカードを、レベルに応じて色分けする

専門工事企業施工能力の見える化のイメージ

【見える化の対象項目（イメージ）】
○ 所属する技能者の人数・評価
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
○ 建機の保有状況
○ 安全性（無事故期間　等）
○ 処遇・福利厚生（社会保険等への加入状況　等）
○ 人材確保・育成（研修制度　等）
○ 地域貢献（災害復旧、地域活動への貢献　等）
○ 経営状況
○ その他

（将来的なイメージ）



※評価主体としては、専門工事業団体等が考えられる。
※各評価主体が行う企業評価の項目や手法についてガイドラインで定める。

建設キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた国土交通省の取組方針

国土交通省

開発スケジュール等	技能者	専門工事業者	元請業者

H29年度

【全ての建設業関係団体を一同に集めた説明会開催】※地方ブロック単位でも開催

【技能者の評価】
・検討会の設置（11月）

【専門工事業者の評価】
・評価内容・方法の検討

【冬頃～】
・技能者登録準備
・事業者登録準備

・中間とりまとめ（3月）

＜引き続き検討＞

H30年度
【年度当初】
・技能者登録開始・カード交付開始
・事業者登録開始

評価制度の枠組みの提示

【働き方改革等への活用】
・システムを活用した社会保険加入徹底方策の検討
・建設業における働き方改革に資するシステムの活用方策について検討

【秋】
・システム運用開始

（制度の運用に向けた準備）

H31年度～

○ システムを活用した**技能者・専門工事業者の評価制度の運用開始**
○ システムを活用した**働き方改革等への対応**

【厚生労働省との連携】・システムを活用して技能者の処遇改善を図る取組を行う事業主に対する支援策について、当該取組の効果（能力開発促進、賃金向上など）を見極めながら、厚生労働省と検討を進める。
・建退共制度の一層の活用に向け、建退共における電子申請方式の導入に向けた動きと連携して検討を進める。

建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会について

国土交通省

建設技能者の就業履歴や保有資格を業界統一のルールで蓄積する建設キャリアアップシステムが平成30年秋に運用開始されることを踏まえ、システムの導入が技能者の処遇改善に繋がるよう、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価のあり方について検討を行う「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を設置する。

1．検討会委員

右記のとおり

2．検討内容

・評価の客観性の確保
・技能者の能力を評価する要素
・評価に要するコスト（費用・時間・手間）
・業種間のバランス

※諸外国の能力評価制度の調査や国内の資格制度の整理も実施
※専門工事業団体等へのヒアリングも実施
※専門工事企業の施工能力等の見える化への連動も視野に入れて検討

3．スケジュール

平成29年	11月13日（月）	第１回検討会
	12月14日（木）	第２回検討会
平成30年	1月29日（月）	第３回検討会
	2月28日（水）	第４回検討会
	3月中	第５回検討会 中間とりまとめ

○座長

委員

芝浦工業大学建築学部建築学科　教授	蟹澤　宏剛○
千葉経済大学経済学部経営学科　准教授	藤波　美帆
（一社）日本型枠工事業協会　常任理事	後町　廣幸
（一社）日本建設躯体工事業団体連合会	青木　茂
（一社）日本機械土工協会　労働安全委員会委員	鈴木　喜広
（公社）全国鉄筋工事業協会　理事	池田　愼二
（一社）日本左官業組合連合会　理事　技術顧問	鈴木　光
（一社）全国建設室内工事業協会　理事	武藤　俊夫
（一社）日本電設工業協会　常務理事	中山　伸二
全国管工事業協同組合連合会　理事・技術部長	大熊　泰雄
（一社）日本空調衛生工事業協会　人材委員会委員	安達　孝
（一社）日本建設業連合会	能登谷　英俊
（一社）全国建設業協会　業務執行理事	星　直幸
（一社）全国中小建設業協会　常任理事	河﨑　茂
（一社）住宅生産団体連合会　工事ＣＳ・安全委員会副委員長	宗像　祐司
全国建設労働組合総連合　技術対策部長	小倉　範之
（一財）建設業振興基金建設キャリアアップ運営準備室 総括研究部長	田尻　直人

オブザーバー

（一社）建設産業専門団体連合会　常務理事	道用　光春
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課 建設・港湾対策室長	吉野　彰一
厚生労働省人材開発統括官能力評価担当参事官室 上席職業能力検定官	奥野　正和
国土交通省住宅局住宅生産課　木造住宅振興室長	武井　利行

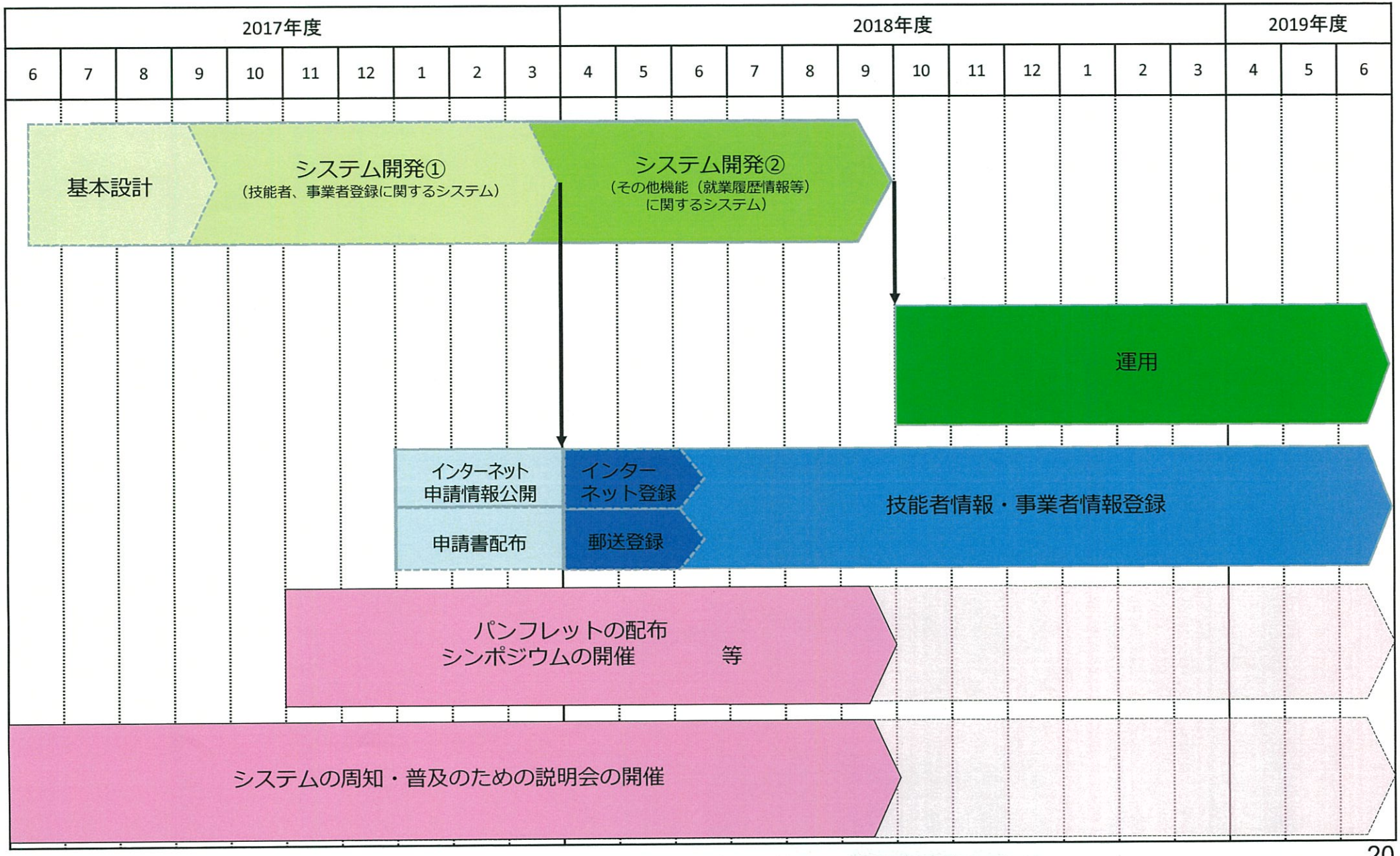
【事務局】

国土交通省土地・建設産業局　建設市場整備課長	出口　陽一
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室長	矢吹　周平
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室長	髙田　龍

5. 今後のスケジュール

建設キャリアアップシステムの開発スケジュール

国土交通省



キャリアアップシステムの普及・利用促進に向けた取組

国土交通省

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以降

ホームページにて登録申請に関する情報公開
登録申請書配布

インターネット登録
郵送登録

窓口登録

○建設業関係団体向け説明会（於：東京）
【15日】

○建設業関係団体向け説明会（於：各地方ブロック）

○建設業団体向け個別説明会

○シンポジウム（主要都市2～3箇所で開催予定）

○事業者・技能者向けの個別説明会
登録の説明
現場登録の説明

○ガイダンス動画（技能者・事業者・窓口担当者向け）（順次内容を拡充）
※インターネットを活用し、システムの登録手続や利用方法をわかりやすく案内

○窓口担当者向け説明会（先行して開設できるところから順次開催）

○お問い合わせセンター
プレ開局
本開局

○ＰＲ動画（技能者・事業者向け）
作成
公開

○チラシ・パンフレット・ポスター ※完成したものから順次周知・配布
作成
（作成）
周知・配布

○シンボルマークの決定
【13日】
シンボルマークを活用したシステムの周知・ＰＲ

一般財団法人建設業振興基金

資料2

建設キャリアアップシステム
「技能者情報登録」のご案内

建設キャリアアップシステムに技能者情報を登録する方法には、インターネット、窓口、郵送の３種類の申請方法があります。本ご案内では、窓口または郵送で申請する際に必要な申請方法等についてご説明いたします。インターネット申請をご希望の方は、建設キャリアアップシステムホームページをご覧ください。

建設キャリアアップシステムホームページ

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/

建設キャリアアップシステム　検索

スマートフォン・
タブレットで読み取り

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

①「技能者情報登録」のご案内
（本ご案内）　１枚

②建設キャリアアップシステム
リーフレット　１枚



③技能者情報登録申請書
計 10 枚



④証明書類チェック用紙　１枚



⑤コンビニエンスストア
専用払込票　１枚



⑥「技能者情報登録申請書」の
手引　１冊



⑦登録申請書コード表　１冊



⑧登録申請書専用封筒　１枚

1. 申請時に準備していただくもの（手引４～７ページ参照）

■必ず提出が必要な書類

①技能者情報登録申請書	一式
②証明書書類チェック用紙	1 枚
③コンビニエンスストア専用払込票の払込受領書	1 枚
④顔写真	1 枚
⑤本人確認書類（写し）	1 ～ 2 枚

顔写真付き証明書類の有無によって、提出する書類および申請方法が異なります。
提出する書類については以下のとおりです。

パターン A　　顔写真ありで現住所が確認可能な本人確認書類

個人番号（マイナンバー）カード（写し）表面のみ 1 点



1 点のみ提出で OK

または

運転免許証（写し）1 点



1 点のみ提出で OK

パターン B　　パスポート（写し）を本人確認書類として提出

パスポート（写し）1 点
＋
現住所が記載されている
顔写真なし公的身分証明書（写し）1 点

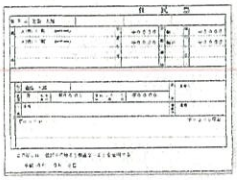
計 2 点提出

パスポート（写し）



＋

住民票（写し）



パターン C　　顔写真なしの本人確認書類（写し）を提出

顔写真なし公的身分証明書（写し）の中から、氏名、
生年月日、現住所が確認できる書類 2 点

①住民票　②健康保険証　③年金手帳・ねんきん定期便
④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
⑤印鑑登録証明書　の各写しの中から計 2 点提出

計 2 点提出

住民票（写し）



＋

健康保険証（顔写真なし・現住所なし）（写し）

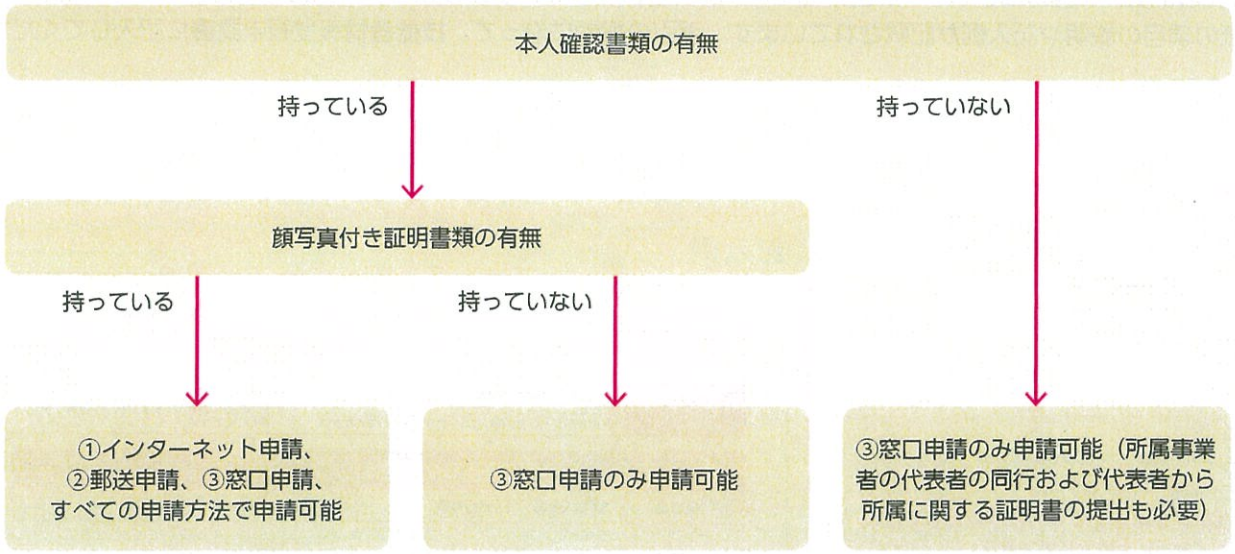


■必要に応じて提出が必要な書類

⑥加入社会保険等証明書類（写し）
⑦主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類
⑧登録基幹技能者資格者証（写し）
⑨保有資格証明書類（写し）
⑩研修受講証明書類（写し）
⑪表彰証明書類（写し）
⑫就業履歴データ連係システム等証明書類（写し）

2. 申請方法について（手引 2 ～ 4 ページ参照）

下記のフローチャートにより、どの申請方法で申請できるか確認してください。



3. 登録料および支払方法（手引 3 ページ参照）

(1) 登録料

インターネット申請の登録料　2,500 円（税込）
※ 1 年あたりに換算すると 250 円

郵送申請・窓口申請の登録料　3,500 円（税込）
※ 1 年あたりに換算すると 350 円

(2) 支払方法

申請書に同封してあるコンビニエンスストア専用払込票で、お近くのコンビニエンスストアから登録料をお支払いください。

4. 申請書の申請手順（手引 2 ページ参照）

(1) 登録申請書類の準備 → (2) 登録申請書専用封筒に登録申請書類を封入 → (3) 登録申請書専用封筒を郵送または窓口で申請

- ●登録申請書の記入
- ●登録料（利用料）のお支払い
- ●顔写真の貼付
- ●添付書類（写し）の準備

5. 建設キャリアアップカードについて（手引 2 ～ 3 ページ参照）

(1) 受取方法

登録申請後、建設キャリアアップシステムに情報登録が完了次第、建設キャリアアップカードを簡易書留で送付いたします。

(2) 有効期限

建設キャリアアップカードの有効期限は 10 年です。

■技能者情報登録申請書の記入について

技能者情報登録申請書は、1/10 枚目から 10/10 枚目まで計 10 枚あります。「技能者情報登録申請書」の手引には、各用紙の項目の説明や記入例が記載されています。手引の解説に沿って、技能者情報登録申請書に記入してください。

■4-①
提出する方の区分に合わせ、レ点チェックを入れます。「代行申請」については、代行申請する事業者等とご相談ください。
※ 代行申請についての詳細は 26 ページをご覧ください。

■4-⑤
通称名の登録、旧姓の登録を希望する方は、こちらに記入します。
☆ **通称名を確認するため証明書として住民票（写し）を提出してください。**
☆ **旧姓を確認するため証明書として戸籍謄本等（写し）を提出してください。**

■4-⑦
生年月日を西暦で記入します。

■4-⑧
性別にレ点チェックを入れます。性別は申告どおり登録し、証明書による確認は行いません。

■4-⑪⑫⑬
現住所（本人確認書類と同じ住所）、日中連絡が取りやすい自宅電話番号、携帯番号、FAX 番号のいずれかを記入します。自宅電話番号、携帯番号、FAX 番号は左詰で記入します。メールアドレスをお持ちの方はメールアドレスも記入します。

■4-⑭⑮
建設キャリアアップカードの送付先が現住所と異なる場合、「送付先住所」とともに、会社名、部署名、様方、気付名と、「送付先電話番号」を記入してください。

■4-⑯⑰⑱⑲
「緊急連絡先住所」「緊急連絡先電話番号」「緊急連絡先氏名」「続柄（例：妻、実父、実母、兄、妹など）」を記入します。「続柄」の記入は任意です。
※ 4-⑯「緊急連絡先住所」が 4-⑪「現住所」と同じ場合は、4-⑯「緊急連絡先住所」には「⑪と同じ」と記入してください。

記入例

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 2/10枚目

記入上の注意
- 以下の必須項目（色網部分の項目）をもれなく記入してください。
- 必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 該当する項目の□にレ点チェックしてください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

4 ご自身についてご記入ください

①申請方法	☑本人申請 □代行申請
②申請日	2018年04月01日
③技能者氏名	フリガナ 姓 ケンセツ 建設 / 名 ミライ 未来 / ※ミドルネームをお持ちの場合、記入してください
④Name	Family name KENSETSU / Given name MIRAI / Middle name
⑤通称名（通称名を確認するための住民票等を提出してください）	フリガナ 姓 / 名
⑥建設キャリアアップカードに通称名を記載しますか	□はい □いいえ
⑦生年月日	1977年07月08日
⑨血液型	☑A型 □B型 □O型 □AB型 □不明
⑧性別	☑男性 □女性 □その他
⑩国籍	☑日本国籍 □外国籍（詳細をご記入ください）→ 国籍コード / 在留資格コード
在留期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑪現住所	220-△△△△ フリガナ カナガワケン ヨコハマシ 神奈川県 横浜市 ○○区 ○○町 3-○○-△△
⑫電話・FAX番号（自宅・携帯のいずれかをご記入ください）	自宅 - - / 携帯 090-1234-△△△△ / FAX - - （お持ちの方はご記入ください）
⑬メールアドレス	kensetsu.km@xxxx.co.jp
⑭建設キャリアアップカード送付先住所（現住所と異なる場合、ご記入ください。会社名・部署名・様方・気付名もご記入ください）	フリガナ 都道府県
⑮送付先電話番号	- - （お持ちの方はご記入ください）
⑯緊急連絡先住所	279-△△△△ フリガナ チバケン ウラヤスシ 千葉県 浦安市 ○○ 1-○○-△△ ○○○○マンション 1003
⑰緊急連絡先電話番号	080-9999-△△△△（お持ちの方はご記入ください）
⑱緊急連絡先氏名	フリガナ 姓 ケンセツ 建設 / 名 マサヒデ 優秀
⑲続柄	弟

申請書番号 00000000000000

QR

3枚目へ

一般財団法人建設業振興基金

資料3

建設キャリアアップシステム
「事業者情報登録」のご案内

建設キャリアアップシステムに事業者情報を登録する方法には、インターネット、窓口、郵送の３種類の申請方法があります。本ご案内では、窓口または郵送で申請する際に必要な申請方法等についてご説明いたします。インターネット申請をご希望の方は、建設キャリアアップシステムホームページをご覧ください。

建設キャリアアップシステムホームページ

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/

建設キャリアアップシステム　検索

スマートフォン・
タブレットで読み取り

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

①「事業者情報登録」のご案内
（本ご案内）　１枚

②建設キャリアアップシステム
リーフレット　１枚



③事業者情報登録申請書
計６枚



④証明書類チェック用紙　１枚



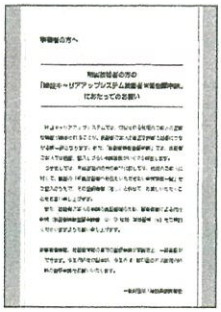
⑤「事業者情報登録申請書」の
手引　１冊



⑥登録申請書コード表　１冊



⑦所属技能者の方の「建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請」にあたってのお願い
１枚



⑧登録申請書専用封筒　１枚

1. 申請時に準備していただくもの（手引4～5ページ参照）

■必ず提出が必要な書類

①事業者情報登録申請書 一式
②証明書書類チェック用紙 1 枚

■必要に応じて提出が必要な書類

③事業者証明書類（写し）
④資本金確認書類（写し）
⑤加入社会保険証明書類等（写し）

事業者証明書類は、建設業許可の有無等によって提出書類が異なります。

建設業許可がある場合は建設業許可事業者証明書類（写し）

建設業許可証明書 1 点（写し）



1 点のみ提出で OK

または

建設業許可通知書 1 点（写し）



1 点のみ提出で OK

※ 事業者確認書類とは別に提出願います。

建設業許可がない場合はその他の事業者証明書類（写し）

●建設業許可がない法人の場合

事業税の確定申告書（写し）1 点



1 点のみ提出で OK

または

納税証明書（写し）1 点　履歴事項全部証明書（写し）1 点



計 2 点提出

●建設業許可がない個人事業主、一人親方の場合

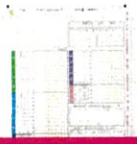
納税証明書（写し）1 点



1 点のみ提出で OK

または

所得税の確定申告書（写し）1 点



1 点のみ提出で OK

または

個人事業の開始届（写し）1 点



1 点のみ提出で OK

2. 申請方法について（手引2ページ参照）

登録申請には次の 3 つの方法があります。自社申請または代行申請が可能です。
①建設キャリアアップシステムホームページからインターネットで申請する。
②紙申請書に記入し、郵送で申請する。
③紙申請書に記入し、窓口で申請する。

3. 登録申請の料金と支払方法（手引3ページ参照）

事業者登録料は、資本金によって異なります。支払方法は一般財団法人建設業振興基金からご請求書を送付してからの後払いになります。事業者登録は、5年ごとに更新料が必要になります。また、建設キャリアアップシステムを利用するための、管理者ID利用料が毎年かかります。

■事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規登録料・更新料
500万円未満	3,000円
500万円以上1,000万円未満	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	24,000円
5,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上3億円未満	60,000円
3億円以上10億円未満	120,000円
10億円以上50億円未満	240,000円
50億円以上100億円未満	300,000円
100億円以上500億円未満	600,000円
500億円以上	1,200,000円

※一人親方は事業者登録料が無料　※消費税8%を含む

■管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1　ID	2,400円 （1か月あたり200円）

※以降、1 IDごとに2,400円
※管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能
※消費税8%を含む

■現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料金
1回	3円

※現場に入場する人日単位で課金
※現場利用料は元請事業者のみ対象
※消費税8%を含む

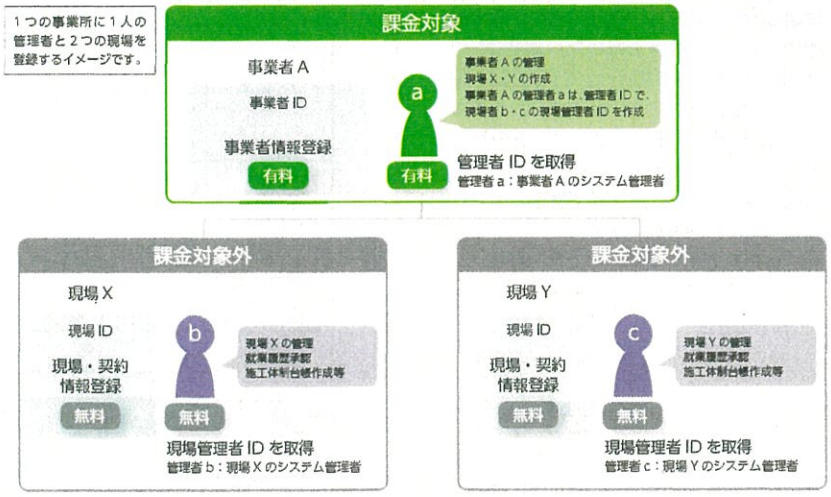
4. 管理者IDについて（手引3ページ参照）

（1）管理者IDとは

組織を判別するため、さらには本システムに登録した事業者情報の内容変更等のためのIDであり、事業者情報登録時に各社1 IDが付与されます。管理者IDにより、支店や部門ごとにIDを作成することができ、併せて作成した各IDによって閲覧範囲を分けることも可能です。さらに、管理者IDにより現場情報を作成することも可能です。

（2）管理者IDの体系について

事業者登録における、基本的な管理者ID（事業者の管理者IDと現場の現場管理者ID）の体系は右記のようになります。現場管理者IDは、事業者の管理者が作成します。



5. 申請書の申請手順（手引2～5ページ参照）

(1) 登録申請書類の準備 → (2) 登録申請書専用封筒に登録申請書類を封入 → (3) 登録申請書専用封筒を郵送または窓口で申請

●登録申請書の記入
●添付書類（写し）の準備

(4) 一般財団法人建設業振興基金で事業者情報登録後、請求書を発行 → (5) 請求書到着後に事業者登録料のお支払い → (6) 事業者情報登録完了の通知および事業者ID・管理者IDの通知

■事業者情報登録申請書の記入について

事業者情報登録申請書は、1/6 枚目から 6/6 枚目まで計 6 枚あります。「事業者情報登録申請書」の手引には、各用紙の項目の説明や記入例が記載されています。手引の解説に沿って、事業者情報登録申請書に記入してください。

■申請方法・申請日

- 最初に「申請方法」を選びレ点チェックを入れます。次に「申請日」を西暦で記入します。「申請日」は登録申請書の提出日ではなく、登録申請書を記入した日付にします。
- 「□代行申請」を選択した場合は、代行申請事業者が 6/6 枚目の 10「代行申請同意書」を記入して提出してください。

■ 1-①

- 「商号または名称」を（株）や（有）も含め記入します。法人の場合、株式会社は（株）、有限会社は（有）のように略号を使用してください。

◎法人の場合の略号

株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 事業者登録申請書における申請は、本社の申請のみです。支社・支店・営業所等の権限で現場 ID 取得等を行いたい場合は、2 つめ以降の管理者 ID として支店 ID の取得が別途必要となります。支店 ID の取得は、本社の登録責任者が取得済みの管理者 ID を用いて、ポータル画面で行います。なお、支店 ID の申請は紙申請書ではできませんのでご留意願います。
- 個人事業主で屋号をお持ちでない場合、1-⑤に「代表者名」を記入します。

■ 1-④

「法人番号（13 桁）」を記入します。
※ 個人事業主の方は記入不要です。

事業者の「法人番号（13 桁）」はこちらから検索できます。
国税庁法人番号公表サイト
http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
または

法人番号 | 検索

記入例

事 新規 建設キャリアアップシステム **事業者情報 登録申請書** 1/6 枚目

記入上の注意
- 以下の必須項目（色網部分の項目）をもれなく記入してください。
- 必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 該当する項目の□にレ点チェックしてください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

申請方法 ☑自社申請 □代行申請　申請日 2018年04月01日

1 事業者情報をご記入ください

①商号または名称（英文表記もご記入ください）	フリガナ（カブ）○○△△ケンセツ （株）○○△△建設
②建設業許可	許可の有無 ☑有 □無 建設業許可番号 東京都知事 許可 ☑特 □般 − ○○ 第120○△△号
③法人・個人区分	☑法人 □個人 ➡ 個人事業主で一人親方の場合は、チェックボックスにレ点を入れてください。 □一人親方
④法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 0 0 △ △
⑤代表者名	フリガナ サトウ イチロウ 姓 佐藤 名 一郎 ※ミドルネームを名簿上の方はご記入ください
⑥所在地	フリガナ トウキョウト ミナトク 105 − 00△△ 東京 都道府県 港区 トラノモン ○○○○ビル 虎ノ門 4-○○-△△ ○○○○ビル
⑦電話番号	03 − 54○○ − ○○△△（訂正ご記入ください）
⑧資本金	300,000 千円
⑨売上高（申込前年度）	15,000,000 千円
⑩完成工事高（申込前年度）	13,500,000 千円
⑪建設業以外の事業の有無	☑有 □無

2 建設に関わる業種についてご記入ください

①現に営んでいる業種を記入してください	☑土 ☑建 ☑大 ☑左 ☑と ☑石 ☑屋 ☑電 ☑管 ☑タ ☑鋼 ☑筋 □舗 □しゅ □板 ☑ガ ☑塗 □防 □内 □機 □絶 □通 □園 □井 □具 □水 □消 □清 □解
②上記以外に営んでいる業種を記入してください	☑設計・コンサル □地質調査 □測量 □非破壊検査 □運送 □警備 □清掃 その他（ ）

申請書番号 00000000000000　QR　2枚目へ

■ 2-①

- 1-②「許可の有無」において、「□有」を選択した場合、建設業許可業種をすべてレ点チェックします。建設業許可業種以外でも、「現に営んでいる業種」があればレ点チェックしてください。
- 1-②「許可の有無」において、「□無」を選択した場合、「現に営んでいる業種」をすべてレ点チェックします。

一般財団法人建設業振興基金

資料4

建設キャリアアップシステム
「技能者情報登録 代行申請」のご案内

■代行申請にあたってのお願い

建設キャリアアップシステムでは、登録される技能者ご本人の正確な情報が確保されることが、技能者ご本人の適正な評価と処遇につながる第一歩となります。また、「技能者情報登録申請」では、技能者ご本人では把握、記入しづらい申請項目がいくつか存在します。つきましては、所属技能者の方の申請に際しては、技能者ご本人に対して、記入のご指導をお願い申し上げます。また、技能者ご本人の申請の負担軽減のため、事業者様による代行申請をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※ 事業者情報、技能者情報の順での登録申請が手続き上、一部省略ができます。事業者情報登録申請、事業者 ID 取得後の所属技能者情報の登録申請をお願いいたします。

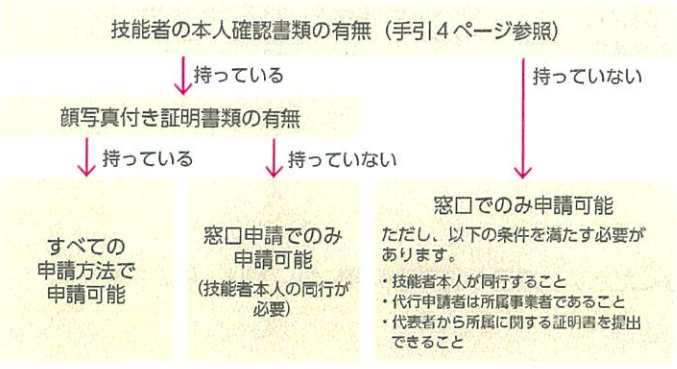
1. 代行申請とは

代行申請とは、技能者本人から同意を得た所属事業者が、技能者本人に代わり、登録の手続きを行うことをいいます。また、所属事業者以外の事業者（元請事業者、上位下請事業者等）が代行申請を行うことについて技能者本人から同意を得た場合、これらの事業者も技能者本人に代わり、登録の申請手続きを行うことが可能です。なお、代行申請を行う場合には、以下の点にご留意ください。

① 所属事業者および代行申請を行う事業者が代行申請を行う場合、事前に建設キャリアップシステムへの事業者情報登録と、事業者 ID の取得が必要になります。代行申請の前に事業者情報登録をお願いします。
② 代行申請を委託する技能者本人（所属事業者以外の場合は、所属事業者含む）から代行申請同意書により、同意を得ていることが必要です。

2. 代行申請方法

代行申請は、①インターネット申請、②郵送申請、③窓口申請で行うことが可能です。本人確認書類の有無および顔写真の有無により、申請方法が異なります。下記のフローチャートにより、代行申請を依頼する技能者がどのパターンに当てはまるかを確認のうえで、申請方法をご確認ください（できるだけインターネット申請をお勧めいたします）。



3. 登録料の支払方法

代行申請で登録料をお支払いいただく場合は、技能者ごとにお支払いをお願いいたします。複数の申請人数分を合算してお支払いいただくことはできません。

インターネット申請の場合

パソコン等を利用してインターネットにより各技能者の情報を申請した際に、お支払い方法（クレジットカード支払いまたはコンビニエンスストア支払い、払込票）を選択していただき、技能者ごとに登録料をお支払いください。

郵送申請・窓口申請の場合

申請書を入手後、申請書に同封されているコンビニエンスストア専用払込票で、お近くのコンビニエンスストアから技能者ごとに登録料をお支払いください。

4. 建設キャリアアップカードの受取方法

建設キャリアアップカードは、技能者ごとに発行します。運営主体から、簡易書留により各技能者が希望する送付先住所に個別に送付いたします。

5. 代行申請手順

■郵送申請・窓口申請の場合の手順

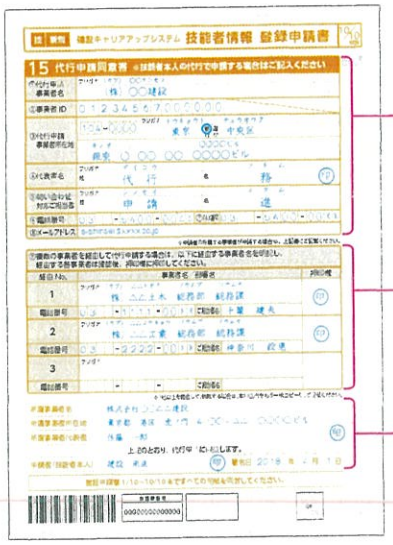
(1) 代行申請を行う各技能者の登録申請書類のとりまとめ

●技能者ごとに申請書を作成し、それぞれの登録申請書専用封筒に封入

技能者ごとに提出が必要な書類を「技能者情報登録申請書」の手引に従い準備し、1人ずつ登録申請書専用封筒に同封してください。

●技能者ごとに代行申請同意書を記入し、登録申請書専用封筒に封入

以下のとおり、代行申請同意書に代行者および所属事業者、代行申請を依頼する技能者が記入・押印し、提出書類と併せて登録申請書専用封筒に同封してください。



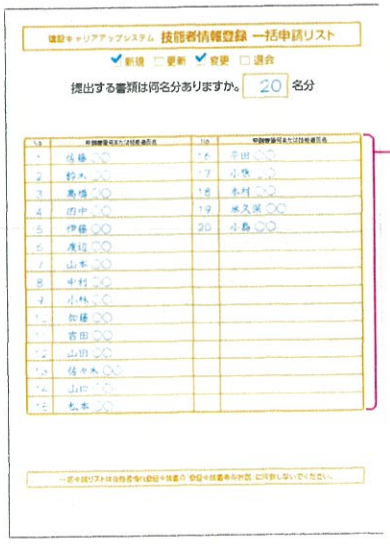
① 登録申請技能者の代行として、代行申請を行う事業者は、技能者情報登録申請書10/10枚目に必要事項を記入します。代行事業者は事業者登録を完了した事業者（団体を含む）しか認められません。
② 所属事業者が代行する場合も記入・押印が必要です。

③ 複数の事業者を経由して代行申請を行う場合、経由する各事業者の「事業者名／部署名」「電話番号」「ご担当者名」を記入し、ご担当者の押印をします。

④ 代行申請により、技能者情報登録申請を行う技能者が所属する事業者は、必要な事業者情報を記入して、代表者の押印をしてください。
⑤ 代行申請者が内容を記入作成後、技能者本人が内容を確認したうえで、「申請者（技能者本人）」欄に直筆で署名し、押印してください。また、署名日を西暦で記入してください。

●技能者情報登録一括申請リストの作成

複数の技能者を申請する場合、技能者ごとに「技能者情報登録申請書」を入れた「登録申請書専用封筒」の上に「技能者情報登録一括申請リスト」を添えて、郵送申請または窓口申請で提出します。



① 申請項目にレ点チェックを入れます。
② 一括申請する技能者の人数を□に記入します。
③ 一括申請する技能者の人数を「No.」欄に順に1～20のように記入します。
④ とりまとめる際は、一人ずつ登録申請書専用封筒に入れてまとめてください。
1つの封筒に2人以上の書類を入れないようにお願いいたします。

発送方法イメージ

本申請書は親書につき、郵送の場合は必ず郵便局から簡易書留で郵送してください。梱包する段ボールの大きさにより定形外規格内、または定形外規格外になります。簡易書留で私書箱に郵送できるサイズや重さ、料金等の詳細は、郵便局にお問い合わせください。



定形外規格内
サイズ：340×250×30㎜以内
重さ：1kg以内



定形外規格外
サイズ：長辺600㎜以内、3辺合計900㎜以内
重さ：4kg以内

(2) 登録申請書専用封筒を、郵送または窓口で申請

窓口申請の場合は、封をせずにそのまま窓口にお持ちください。窓口の設置場所等については、建設キャリアアップシステムホームページで順次公開いたします。

■インターネット申請の場合の手順

建設キャリアアップシステムホームページからログインをしていただくことにより、郵送申請・窓口申請以外に、インターネット申請も可能です。インターネット申請の場合、郵送申請・窓口申請より登録料が安価になります。

(1) 代行申請を行う技能者ごとの登録申請書類のとりまとめ

●技能者ごとの申請書類のとりまとめおよび情報登録リストの作成

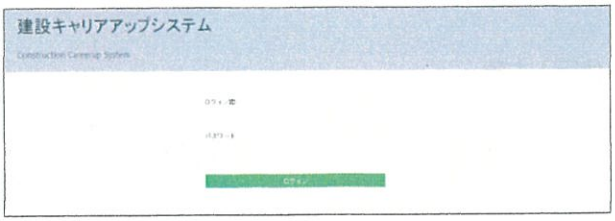
技能者ごとに提出が必要な書類を「技能者情報登録申請書」の手引に従い準備してください。添付書類（本人確認書類、加入社会保険確認書類等）については、すべて電子データ化を行ってください。

●技能者ごとに代行同意書を作成し、電子データ化

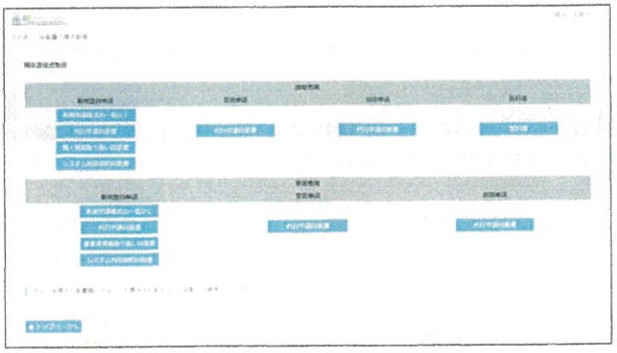
(2) 技能者情報を登録

建設キャリアアップシステム技能者情報新規登録画面にログインし、準備した書類等をもとに技能者情報を登録してください。必要箇所を入力するだけでなく、各添付書類（代行同意書含む）を本システムの該当項目に取り込んでください。

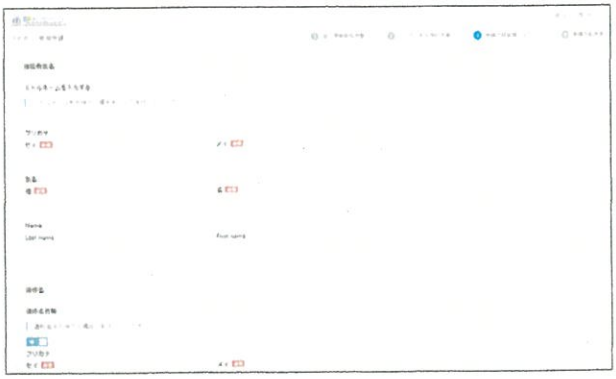
[ログイン画面（イメージ図）]
事前に事業者登録した際に付与された事業者 ID およびパスワードを入力し、ログインしてください。



[代行申請同意書取得画面（イメージ図）]



[技能者情報新規登録画面（イメージ図）]
必須項目は必ず入力してください。添付ファイルの取り込み漏れや取り込み間違いがないようにご対応ください。



(3) 登録料のお支払い

技能者新規登録情報を入力した後、支払方法（クレジットカード支払いまたはコンビニエンスストア支払い、払込票支払い）を選択し、技能者ごとに登録料をお支払いください。

【参考 1】既存データを取り込んで入力する方法

技能者情報の登録申請作業効率化（手入力作業削減）のため、代行入力者が各社で蓄積している既存データを、本システムの所定のフォーマット（Excel ファイル）に当てはめることで、本システム登録に必要な項目を反映することができます（一部の情報含む）。

■既存データの取り込み手順

(1) 建設キャリアアップシステムに登録する技能者のリストから、所定の書式の取込データ※1 を作成します。

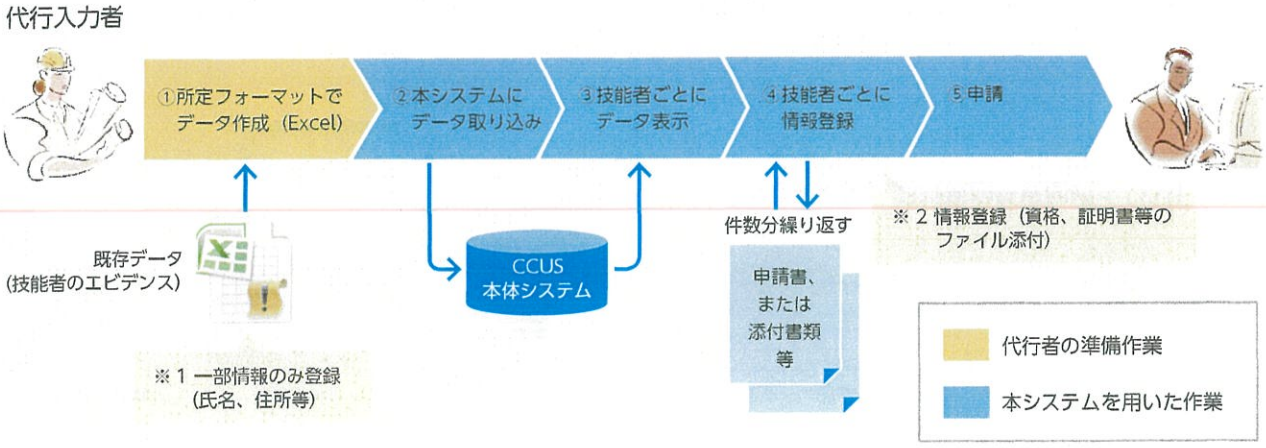
↓

(2) 建設キャリアアップシステムにログインし、作成した取込データをアップロードします。

※正常にアップロードされると、データ取込リストが本システムに表示されます。

↓

(3) データ取込リストから 1 名ずつ選択し、登録に必要で不足している情報および添付書類を登録します。



取込データ（※ 1）に、CCUS に必要な情報がない場合は、データ取込完了後、取込データ以外の情報の登録（※ 2）を 1 件ずつ CCUS 画面で手入力する必要があります。

【参考 2】所定フォーマットデータイメージ（Excel ファイル）

登録日	情報種類	登録データファイル名		データ作成者	登録担当者				
20180401	技能者	20180401 技能者登録 .xlsx		QQQQ	YYYYY				
姓 _ カナ	名 _ カナ	ミドルネーム _ カナ	姓	名	ミドルネーム	姓 _ アルファベット	名 _ アルファベット	ミドルネーム _ アルファベット	通称姓 _ カナ
ケンセツ	タロウ		建設	太郎		Taro	Kensetsu		
ニホン	ジロウ		日本	次郎		Jiro	nihon		
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

資料5

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 1/10枚目

以下の書類をもって自身の本人証明をします

本人署名	

事務局チェック欄

1 提出する本人確認書類(写し)にレ点を付けてください

事務局チェック欄

日本国籍の方

顔写真ありの本人確認書類
右より **1点** を提出

- ☐ 個人番号(マイナンバー)カード(写し)表面のみ
- ☐ 運転免許証(写し)

→ **郵送申請可 カード有効期限10年**

パスポート(写し)の本人確認書類
パスポート(写し)と右の **1点** を提出

- ☐ 顔写真なしの公的身分証明書(現住所が記載されているもの)

→ **郵送申請可 カード有効期限10年**

顔写真なしの本人確認書類
右より **2点** を提出

- ☐ 住民票(写し)
- ☐ 健康保険証(写し)
- ☐ 年金手帳・ねんきん定期便(写し)
- ☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)(写し)
- ☐ 印鑑登録証明書(写し)

→ **窓口申請のみ(郵送申請 不可) カード有効期限10年**

外国籍の方

顔写真ありの本人確認書類
右より **1点** を提出

- ☐ 特別永住者証明書(写し)
- ☐ 在留カード(写し)

→ **郵送申請可 カード有効期限10年**

パスポート(写し)の本人確認書類
パスポート(写し)と右の **1点** を提出

- ☐ 顔写真なしの公的身分証明書(現住所が記載されているもの)

→ **郵送申請可 カード有効期限10年**

顔写真なしの本人確認書類
右より **2点** を提出

- ☐ 住民票(写し)
- ☐ 健康保険証(写し)
- ☐ 年金手帳・ねんきん定期便(写し)
- ☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)(写し)
- ☐ 印鑑登録証明書(写し)

→ **窓口申請のみ(郵送申請 不可) カード有効期限10年**

本人確認書類を提出しない

- ☐ 技能者の所属に関する証明書(原本)
  ※所属事業者による本人確認のため必要です
  ※本人確認書類が用意できる方は選択できません

→ **窓口申請のみ(郵送申請 不可) カード有効期限3年**

2 振込受領書等を貼り付けてください

事務局チェック欄

(上)

振込受領書等 貼付欄
こちらに貼ってください

点線内に全面のりづけしてください

(下)

3 顔写真を貼りつけてください(必須)

事務局チェック欄

建設キャリアアップカード用
顔写真貼付欄
こちらに貼ってください

※撮影後6か月以内のカラー写真を貼ってください
※写真の裏面にボールペンで氏名を記入してください
※写真サイズはタテ45×ヨコ35mm

申請書番号		
00000000000000		

QR

2枚目へ

SAMPLE

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 2/10枚目

記入上の注意
- 以下の必須項目（色網部分の項目）をもれなく記入してください。
- 必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 該当する項目の□にレ点チェックしてください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

4 ご自身についてご記入ください

事務局チェック欄

①申請方法	□ 本人申請 □ 代行申請	②申請日	年 月 日
③技能者氏名	フリガナ 姓	名	※ミドルネームをお持ちの場合、記入してください
④Name	Family name	Given name	Middle name
⑤通称名（通称名を確認するため住民票等を提出してください）	フリガナ 姓	名	⑥建設キャリアアップカードに通称名を記載しますか □ はい □ いいえ
⑦生年月日	年 月 日	⑨血液型	□ A型 □ B型 □ O型 □ AB型 □ 不明
⑧性別	□ 男性 □ 女性 □ その他		
⑩国籍	□ 日本国籍 □ 外国籍（外国籍の場合、ご記入ください） →	国籍コード	在留資格コード
	在留期間	年 月 日 ～	年 月 日
⑪現住所	〒 －	フリガナ 都道府県	
⑫電話・FAX番号（日中・連絡が取れる電話番号の内、いずれかをご記入ください。）	自宅 － －	携帯	－ －
	FAX － －	（左詰で記入してください）	
⑬メールアドレス			
⑭建設キャリアアップカード送付先住所（現住所と異なる場合、ご記入ください。会社名・部署名・様方・気付名をご記入ください。）	〒 －	フリガナ 都道府県	
⑮送付先電話番号	－ －	（左詰で記入してください）	
⑯緊急連絡先住所	〒 －	フリガナ 都道府県	
⑰緊急連絡先電話番号	－ －	（左詰で記入してください）	
⑱緊急連絡先氏名	フリガナ 姓	名	⑲続柄

SAMPLE

申請書番号 00000000000000

QR

3枚目へ

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 3/10枚目

5 主たる所属事業者についてご記入ください(1)

社会保険を払っている事業者が主たる事業者となります

事務局チェック欄

①所属事業者名 (株)や(有)等も含めてご記入してください	フリガナ
②所在地	フリガナ 〒 − 都道府県
③メールアドレス	
④建設業許可番号	許可 □特 □般 − 第 号
⑤法人番号	
⑥事業者ID	⑦雇用形態 □常時雇用 □臨時雇用
⑧雇用年月日	年 月 日 ～

5 所属する事業者についてご記入ください(2)

①所属事業者名 (株)や(有)等も含めてご記入してください	フリガナ
②所在地	フリガナ 〒 − 都道府県
③メールアドレス	
④建設業許可番号	許可 □特 □般 − 第 号
⑤法人番号	
⑥事業者ID	⑦雇用形態 □常時雇用 □臨時雇用 □建設業務労働者就業機会確保事業に基づく雇用
⑧雇用年月日	年 月 日 ～

SAMPLE

所属する事業者を追加したい場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号 00000000000000

QR

4枚目へ

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 4/10枚目

6 加入している社会保険等についてご記入ください

事務局チェック欄

①健康保険（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	種類	□健康保険組合 □協会けんぽ（全国健康保険協会） □各種共済組合 □国民健康保険 □国民健康保険組合 □後期高齢者医療制度 □船員保険（全国健康保険協会）	保険者番号 保険者名称 健康保険被保険者記号 健康保険被保険者番号
②年金保険（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	種類	□国民年金 □厚生年金	基礎年金番号 厚生年金事業所整理記号
	厚生年金事業所名		厚生年金事業所番号
③雇用保険（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	雇用保険被保険者番号	－ －	被保険者種類・区分
④建設業退職金共済制度（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有 →	被共済者番号
⑤中小企業退職金共済制度（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有 →	被共済者番号
⑥労災保険特別加入（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有	保険種類 □一人親方 → 一人親方である場合は事業者登録が必要です。一人親方の事業者登録は無料です。 □事業主
	労災保険番号		整理番号

7 過去１年以内に受けた直近の健康診断についてご記入ください

	コード	受診日	コード	受診日
①一般健康診断		年 月 日		
②特殊健康診断		年 月 日		年 月 日
		年 月 日		年 月 日
③じん肺健康診断※		年 月 日		

※じん肺健康診断については手引をご確認ください。

申請書番号 00000000000000

QR

5枚目へ

SAMPLE

技 新規　建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書**　5/10枚目

8 職種等についてご記入ください

事務局チェック欄

		コード	大分類	コード	小分類
①職種	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

②経験等記入欄	技能者本人記入用	
	所属事業者記入用	

③学歴（主任技術者の方はご記入ください）

指定学科卒　□ 無　□ 有

→ □ 大学
→ □ 短期大学
→ □ 高等専門学校
→ □ 高等学校

学校名

学科名

9 保有する登録基幹技能者名についてご記入ください（複数登録可）

登録基幹技能者資格の有無　□ 無　□ 有

	コード	名称	修了／有効期限年月日
1			修了年月日　年　月　日
			有効期限年月日　年　月　日
2			修了年月日　年　月　日
			有効期限年月日　年　月　日
3			修了年月日　年　月　日
			有効期限年月日　年　月　日

SAMPLE

申請書番号　00000000000000

QR

6枚目へ

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 6/10枚目

10 保有資格等についてご記入ください

事務局チェック欄

	コード	名称	有効期限 /取得 /登録 年月日(注1) チェック欄にチェックの上、年月日を記載してください
1			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
2			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
3			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
4			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
5			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
6			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
7			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
8			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
9			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
10			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
11			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
12			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
13			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
14			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
15			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日
16			□ 有効期限年月日 □ 取得年月日 □ 登録年月日 年 月 日

SAMPLE

(注1)資格証に記載があれば記入してください。

記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号 00000000000000

QR

7枚目へ

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 7/10枚目

11 研修等の受講履歴についてご記入ください

事務局チェック欄

	研修名（団体・会社名）	受講年月日（注2）
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
6		年 月 日
7		年 月 日
8		年 月 日
9		年 月 日
10		年 月 日

SAMPLE

（注2）日付が分かれば把握できる範囲で記入してください。

記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号 00000000000000

QR

8枚目へ

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 8/10枚目

12 表彰等の履歴についてご記入ください

事務局チェック欄

	コード	表彰名	表彰年月日(注2)
1			年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日
6			年 月 日
7			年 月 日
8			年 月 日
9			年 月 日
10			年 月 日

(注2)日付が分かれば把握できる範囲で記入してください。

13 就業履歴データ連携認定システムについてご記入ください

	コード	システム名	ID
1			
2			
3			

SAMPLE

記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号 00000000000000

QR

9枚目へ

14 建設キャリアアップシステム利用規約同意書

事務局チェック欄

※申込者全員必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。

■個人情報の取り扱いについて（抜粋）

【利用目的】

1. 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（本財団プライバシーポリシー（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/profile/p-policy.html）の別表１に列挙する個人情報をいう。以下同じ）と「技能者就業履歴情報」（本財団プライバシーポリシーの別表２に列挙する個人情報をいう。以下同じ）を以下のように建設キャリアアップシステム（以下「本システム」という）において登録、蓄積および最新の情報に更新するため。
   1-1. 技能者基本情報を、技能者（または技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録および更新する。
   1-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積および更新する。
   1-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（本財団プライバシーポリシーの別表３に列挙する個人情報をいう。以下同じ）、「現場・契約情報」（本財団プライバシーポリシーの別表４に列挙する個人情報をいう。以下同じ）を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録および更新する。
   1-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報および現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積および更新する。

2. 1により登録および蓄積された技能者基本情報および技能者就業履歴情報を活用して、事業者において優れた技能者が所属する他の事業者を適切に把握および評価すること、ならびに個々の事業者において自己に所属する技能者の経歴や資格を適切に把握および評価することを可能とするため。また、今後整備される技能者の技能評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
   2-1. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人の同意している項目について、その所属事業者に対して、必要な範囲で閲覧に供する（共同利用）。
   2-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人およびその所属事業者の同意している項目について、他の事業者に対して必要な範囲で閲覧に供する（共同利用）。
   2-3. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人およびその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で閲覧に供する。

3. 1により登録および蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報および現場・契約情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建退共証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため。
   3-1. 技能者基本情報および技能者就業履歴情報について、必要な範囲で、元請、上位下請事業者に対して閲覧に供する。
   3-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報および契約・現場情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等とで連携（共同利用）する。

4. 本人確認その他の本システムの適正な運用を確保するため。

5. 本システムの推進および関係者に対する広報活動ならびに本システムの改善に必要な調査のため。

6. 建設産業における課題などの調査・分析のため。

【共同利用について】

1. 共同利用する個人データの項目
   ①「技能者基本情報」
   ②「技能者就業履歴情報」
   ③「事業者情報」
   ④「現場・契約情報」

2. 共同利用者（共同利用する者の範囲）
   ①「技能者基本情報」および「技能者就業履歴情報」
   〈ア〉建築工事業務遂行のため、当該建築工事業務に従事し、または従事しようとする技能者本人に関する技能者基本情報および技能者就業履歴情報の全部もしくは一部を保有し、または保有しようとしている民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者および運営事業者（利用目的 1-4 および 3-2）
   〈イ〉本システムに参加している事業者（利用目的 2-1、2-2）
   ②「事業者情報」および「現場・契約情報」
   建築工事業務遂行のため、当該建築工事業務に従事し、または従事しようとする事業者に関する事業者情報および現場・契約情報の全部もしくは一部を保有し、または保有しようとしている民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者および運営事業者（利用目的 1-4 および 3-2）

3. 利用目的（利用する者の利用目的）
   ①「技能者基本情報」および「技能者就業履歴情報」
   利用目的 1-4、2-1、2-2 および 3-2
   ②「事業者情報」および「現場・契約情報」
   利用目的 1-4 および 3-2

■建設キャリアアップシステム利用規約について（抜粋）

【利用の解除】

1. 本財団は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を抹消、もしくはサービス利用契約を解除することができます。
   (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
   (2) 登録事業者にあって支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
   (3) 6 か月以上本サービスの利用がない場合
   (4) 本財団からの問いあわせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
   (5) 第 5 条第 4 項各号に該当する場合
   (6) その他、本財団が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、またはサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、本財団に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに本財団に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3. 本財団は、本条に基づき本財団が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

詳細については、本財団ホームページに掲載している「個人情報保護方針」、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（利用目的）」、「共同利用について」をお読みください。なお、「建設キャリアアップシステム利用規約」については、登録申請書手引にも掲載しております。

上記に記載の他、「技能者情報登録申請書」の手引に記載されている利用規約の内容を確認し、これに同意します。

本人署名

署名日　　年　　月　　日

上記に記載の他、「技能者情報登録申請書」の手引に記載されている利用規約の内容を確認し、左記の者が申請することに同意します。

法定代理人（□ 親権者 □ 後見人 □ 保佐人 □ 補助人 □ その他）

本人署名

署名日　　年　　月　　日

申請書番号		
00000000000000		

QR

10枚目へ

SAMPLE

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 登録申請書** 10/10 枚目

15 代行申請同意書 ※技能者本人の代行で申請する場合はご記入ください

事務局チェック欄

①代行申請事業者名	フリガナ
②事業者 ID	
③代行申請事業者所在地	〒 － フリガナ 都道府県
④代表者名	フリガナ 姓 名 ㊞
⑤問い合わせ対応ご担当者	フリガナ 姓 名
⑥電話番号	－ － ⑦FAX番号 － －
⑧メールアドレス	

※申請者の所属する事業者が申請する場合も、上記欄にご記載ください。

⑨複数の事業者を経由して代行申請する場合は、以下に経由する事業者名を明記し、経由する各事業者は確認後、押印欄に押印してください。

経由 No.	事業者名／部署名	押印欄
1	フリガナ	
電話番号	－ － ご担当者名	
2	フリガナ	
電話番号	－ － ご担当者名	
3	フリガナ	
電話番号	－ － ご担当者名	

※3社以上を経由して、依頼する場合は、本同意書をもう一枚コピーし、ご記載ください。

所属事業者名

所属事業者所在地

所属事業者代表者 ㊞

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請者（技能者本人） ㊞ 署名日 年 月 日

登録申請書 1/10～10/10 まですべての用紙を同封してください。

申請書番号		
00000000000000		

QR

SAMPLE

技 新規 建設キャリアアップシステム **技能者情報 証明書類チェック用紙**

提出する書類は何枚ありますか。 [　　] 枚

①確認が必要な証明書をコピーしてください。
②コピーした用紙の右下に通し番号を記入してください。
③各書類の“番号記入”“枚数確認”ができましたら、チェック欄にレ点を記入してください。
④上記の四角の中に通し番号の最後の番号を記入してください。

SAMPLE

添付書類通し番号を記入してください

登録申請書項目番号	証明書種類		添付書類通し番号	チェック	事務局チェック欄
4-③	本人確認書類	顔写真入り書類		□	□
		顔写真なし書類		□	□
4-⑤	通称名証明書類			□	□
4-⑩	外国籍証明書類			□	□
6-①	加入社会保険等証明書類	健康保険		□	□
6-②		年金保険		□	□
6-③		雇用保険		□	□
6-④		建設業退職金共済制度		□	□
6-⑤		中小企業退職金共済制度		□	□
6-⑥		労災保険特別加入		□	□
8-③	主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類			□	□
9	登録基幹技能者証明書類			□	□
10	保有資格証明書類			□	□
11	研修受講証明書類			□	□
12	表彰証明書類			□	□
13	就業履歴データ連携認定システム証明書類			□	□

申請書番号		
00000000000000		

QR

建設キャリアアップシステム 技能者情報登録 一括申請リスト

□ 新規　□ 更新　□ 変更　□ 退会

提出する書類は何名分ありますか。［　　］名分

No.	申請書番号または技能者氏名	No.	申請書番号または技能者氏名

SAMPLE

一括申請リストは技能者情報登録申請書の「登録申請書専用封筒」に同封しないでください。

資料6

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 登録申請書

1/6枚目

記入上の注意
- 以下の必須項目（色網部分の項目）をもれなく記入してください。
- 必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- 該当する項目の□にレ点チェックしてください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

申請方法	□自社申請 □代行申請	申請日	年 月 日

事務局チェック欄

1 事業者情報をご記入ください

①商号または名称（(株)や(有)等も含めて記入してください）	フリガナ
②建設業許可	許可の有無 □有 □無 建設業許可番号 許可 □特 □般 − 第 号
③法人・個人区分	□法人 □個人 ➡ 個人事業主で一人親方の場合は、チェックボックスにレ点を入れてください。 □一人親方
④法人番号	
⑤代表者名	フリガナ 姓 名 ※ミドルネームをお持ちの方はご記入ください
⑥所在地	〒 − フリガナ 都道府県
⑦電話番号	− − （左詰で記入してください）
⑧資本金	, , , 千円
⑨売上高（申込前年度）	, , , 千円
⑩完成工事高（申込前年度）	, , , 千円
⑪建設業以外の事業の有無	□有 □無

2 建設に関わる業種についてご記入ください

①現に営んでいる業種を記入してください	土 □	建 □	大 □	左 □	と □	石 □	屋 □	電 □	管 □	夕 □	鋼 □	筋 □	舗 □	しゅ □	板 □
	ガ □	塗 □	防 □	内 □	機 □	絶 □	通 □	園 □	井 □	具 □	水 □	消 □	清 □	解 □	

②上記以外に営んでいる業種を記入してください	設計・コンサル □	地質調査 □	測量 □	(非破壊)検査 □	運送 □	警備 □	清掃 □	その他（ ）

SAMPLE

申請書番号		
00000000000000		

QR

2枚目へ

事 新規 建設キャリアアップシステム **事業者情報 登録申請書** 2/6枚目

3 登録責任者についてご記入ください※

事務局チェック欄

①登録責任者氏名	フリガナ 姓	名	※ミドルネームをお持ちの場合、記入してください
②部署名			
③所在地	フリガナ 〒 – 都道府県		
④電話番号（左詰で記入してください）	– –	⑤FAX番号（左詰で記入してください）	– –
⑥メールアドレス			

※本申請に基づき事業者情報のシステム管理者として登録されます。本件にかかる登録責任者の方を記載ください。

4 加入している社会保険等についてご記入ください

①健康保険	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	事業所整理記号		
	事業所番号		
	保険組合の種類	□健康保険組合の場合	健康保険組合の名称
		□国保組合の場合	国保組合の名称
②年金保険	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	事業所整理記号		
	事業所番号		
③雇用保険	加入状況	□無 □有 □適用除外 → 適用除外理由コード	
	雇用保険の労働保険番号		
④建設業退職金共済制度	加入状況	□無 □有 →	共済契約者番号
⑤中小企業退職金共済制度	加入状況	□無 □有 →	共済契約者番号
⑥労災保険特別加入（左詰で記入してください）	加入状況	□無 □有	
	労災保険番号		整理番号

SAMPLE

申請書番号 00000000000000

QR

3枚目へ

事務局チェック欄

5 その他各種情報についてご記入ください

①CI-NET 標準企業コードの企業識別コード(6桁)	□無 □有 ➡				
②電子証明書の種類(複数登録可)	コード	種類名	コード	種類名	
③所属団体(複数登録可)	コード	団体名	コード	団体名	

6 就業履歴データ連携認定システムについてご記入ください

	コード	システム名	ID
1			
2			
3			

7 主要取引先情報についてご記入ください

	会社名
1	
2	
3	
4	
5	

SAMPLE

申請書番号		
00000000000000		

QR

4枚目へ

8 表彰履歴についてご記入ください

事務局チェック欄

	表彰名（団体・会社名）	表彰年月日
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
6		年 月 日
7		年 月 日
8		年 月 日
9		年 月 日
10		年 月 日
11		年 月 日
12		年 月 日
13		年 月 日
14		年 月 日
15		年 月 日

SAMPLE

※3 日付が分かれば把握できる範囲でご記入ください。

記入欄が足りない場合は、本用紙をコピーしてお使いください。

申請書番号		
00000000000000		

QR

5枚目へ

事務局チェック欄

9 建設キャリアアップシステム利用規約同意書

※申込全事業者必須

建設キャリアアップシステムへの利用申し込みには、「建設キャリアアップシステム利用規約」に同意いただく必要があります。また、本財団は本システムに登録いただいた登録ユーザーの個人情報の取り扱いについて下記のように定め、個人情報の保護に関する法律その他の関係する法令ならびに本財団規程などを遵守し、個人情報を適法かつ適正に取り扱います。

■個人情報の取り扱いについて（抜粋）

【利用目的】

1. 技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」（本財団プライバシーポリシー（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/profile/p-policy.html）の別表１に列挙する個人情報をいう。以下同じ）と「技能者就業履歴情報」（本財団プライバシーポリシーの別表２に列挙する個人情報をいう。以下同じ）を以下のように建設キャリアアップシステム（以下「本システム」という）において登録、蓄積および最新の情報に更新するため。
   1-1. 技能者基本情報を、技能者（または技能者の委託を受けた所属事業者、事業者団体等）が本システムにおいて登録および更新する。
   1-2. 技能者就業履歴情報を、技能者の所属事業者、元請等の事業者、技能者が本システムにおいて登録、蓄積および更新する。
   1-3. 技能者就業履歴情報を構成する「事業者情報」（本財団プライバシーポリシーの別表３に列挙する個人情報をいう。以下同じ）、「現場・契約情報」（本財団プライバシーポリシーの別表４に列挙する個人情報をいう。以下同じ）を、技能者の所属事業者、元請等の事業者が本システムにおいて登録および更新する。
   1-4. 技能者就業履歴情報、技能者基本情報、事業者情報および現場・契約情報を、本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等と連携（共同利用）して本システムにおいて登録、蓄積および更新する。

2. １により登録および蓄積された技能者基本情報および技能者就業履歴情報を活用して、事業者において優れた技能者が所属する他の事業者を適切に把握および評価すること、ならびに個々の事業者において自己に所属する技能者の経歴や資格を適切に把握および評価することを可能とするため。また、今後整備される技能者の技能評価の仕組みと連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため。
   2-1. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人の同意している項目について、その所属事業者に対して、必要な範囲で閲覧に供する（共同利用）。
   2-2. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人およびその所属事業者の同意している項目について、他の事業者に対して必要な範囲で閲覧に供する（共同利用）。
   2-3. 技能者基本情報や技能者就業履歴情報のうち、技能者本人およびその所属事業者の同意している項目について、技能者の技能評価の仕組みの運営主体に対して、必要な範囲で閲覧に供する。

3. １により登録および蓄積された技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報および現場・契約情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建退共証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため。
   3-1. 技能者基本情報および技能者就業履歴情報について、必要な範囲で、元請、上位下請事業者に対して閲覧に供する。
   3-2. 技能者基本情報、技能者就業履歴情報、事業者情報および契約・現場情報について、本システムと本財団が認定する民間入退場管理システム、安全管理システム等とで連携（共同利用）する。

4. 本人確認その他の本システムの適正な運用を確保するため。

5. 本システムの推進および関係者に対する広報活動ならびに本システムの改善に必要な調査のため。

6. 建設産業における課題などの調査・分析のため。

【共同利用について】

1. 共同利用する個人データの項目
   ①「技能者基本情報」
   ②「技能者就業履歴情報」
   ③「事業者情報」
   ④「現場・契約情報」

2. 共同利用者（共同利用する者の範囲）
   ①「技能者基本情報」および「技能者就業履歴情報」
   〈ア〉建築工事業務遂行のため、当該建築工事業務に従事し、または従事しようとする技能者本人に関する技能者基本情報および技能者就業履歴情報の全部もしくは一部を保有し、または保有しようとしている民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者および運営事業者（利用目的 1-4 および 3-2）
   〈イ〉本システムに参加している事業者（利用目的 2-1、2-2）
   ②「事業者情報」および「現場・契約情報」
   建築工事業務遂行のため、当該建築工事業務に従事し、または従事しようとする事業者に関する事業者情報および現場・契約情報の全部もしくは一部を保有し、または保有しようとしている民間入退場管理システム、安全管理システム等（本システムと連携する条件を満たすものとして本財団が認定したものに限る）の利用事業者および運営事業者（利用目的 1-4 および 3-2）

3. 利用目的（利用する者の利用目的）
   ①「技能者基本情報」および「技能者就業履歴情報」
   利用目的 1-4、2-1、2-2 および 3-2
   ②「事業者情報」および「現場・契約情報」
   利用目的 1-4 および 3-2

■建設キャリアアップシステム利用規約について（抜粋）

【利用の解除】

1. 本財団は、登録ユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、当該登録ユーザーについて本サービスの利用を一時的に停止し、または登録ユーザーとしての登録を抹消、もしくはサービス利用契約を解除することができます。
   (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
   (2) 登録事業者にあって支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
   (3) 6 か月以上本サービスの利用がない場合
   (4) 本財団からの問いあわせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
   (5) 第 5 条第 4 項各号に該当する場合
   (6) その他、本財団が本サービスの利用、登録ユーザーとしての登録、またはサービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、登録ユーザーは、本財団に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに本財団に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

3. 本財団は、本条に基づき本財団が行った行為により登録ユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

詳細については、本財団ホームページに掲載している「個人情報保護方針」、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取り扱いについて（利用目的）」、「共同利用について」をお読みください。なお、「建設キャリアアップシステム利用規約」については、登録申請書手引にも掲載しております。

SAMPLE

上記に記載の他、「事業者情報登録申請書」の手引に
記載されている利用規約の内容を確認し、これに同意します。

署名または記名押印

署名または記名押印日　　年　　月　　日

申請書番号
00000000000000

6枚目へ

事 新規 建設キャリアアップシステム **事業者情報 登録申請書** 6/6 枚目

10 代行申請同意書 ※事業者の代行で申請する場合はご記入ください

事務局チェック欄

①代行申請事業者名	フリガナ
②事業者 ID	
③代行申請事業者所在地	〒 − フリガナ 都道府県
④代表者名	フリガナ 姓 名 ㊞
⑤問い合わせ対応ご担当者	フリガナ 姓 名
⑥電話番号（左詰で記入してください）	− − ⑦FAX番号 − −
⑧メールアドレス	

⑨複数の事業者を経由して代行申請する場合は、以下に経由する事業者名を明記し、経由する各事業者は確認後、押印欄に押印してください。

経由 No.	事業者名／部署名	押印欄
1	フリガナ	
電話番号	− − ご担当者名	
2	フリガナ	
電話番号	− − ご担当者名	
3	フリガナ	
電話番号	− − ご担当者名	

※3社以上を経由して、依頼する場合は、本同意書をもう一枚コピーし、ご記載ください。

上記のとおり、代行申請に同意します。

申請事業者名

申請事業者所在地

申請者（代表者名） ㊞ 署名日 年 月 日

登録申請書 1/6～6/6 まですべての用紙を同封してください。

申請書番号
00000000000000

QR

SAMPLE

事 新規 建設キャリアアップシステム 事業者情報 証明書類チェック用紙

提出する書類は何枚ありますか。 [　　] 枚

①確認が必要な証明書をコピーしてください。
②コピーした用紙の右下に通し番号を記入してください。
③各書類の“番号記入”“枚数確認”ができましたら、チェック欄にレ点を記入してください。
④上記の四角の中に通し番号の最後の番号を記入してください。

添付書類通し番号を記入してください

登録申請書項目番号	証明書種類		添付書類通し番号	チェック	事務局チェック欄
1-②	事業者証明書類	建設業許可有の場合		□	□
		建設業許可無の場合		□	□
1-⑧	資本金確認証明書類			□	□
4-①	加入社会保険等証明書類	健康保険		□	□
4-②		年金保険		□	□
4-③		雇用保険		□	□
4-④		建設業退職金共済制度		□	□
4-⑤		中小企業退職金共済制度		□	□
4-⑥		労災保険特別加入		□	□

SAMPLE

申請書番号		
00000000000000		

QR

建設キャリアアップシステム 事業者情報登録 一括申請リスト

□ 新規　□ 更新　□ 変更　□ 退会

提出する書類は何社分ありますか。［　　］社分

No.	申請書番号または事業者名	No.	申請書番号または事業者名

SAMPLE

一括申請リストは事業者情報登録申請書の「登録申請書専用封筒」に同封しないでください。

資料7 【サンプル】

事業者の方へ

所属技能者の方の
「建設キャリアアップシステム技能者情報登録申請」
にあたってのお願い

建設キャリアアップシステムでは、登録される技能者ご本人の正確な情報が確保されることが、技能者ご本人の適正な評価と処遇につながる第一歩となります。また、「技能者情報登録申請」では、技能者ご本人では把握、記入しづらい申請項目がいくつか存在します。

つきましては、所属技能者の方の申請に際しては、技能者ご本人に対して、裏面の項目をお伝えいただくとともに、記入のご指導をお願い申し上げます。

また、技能者ご本人の申請の負担軽減のため、事業者様による代行申請［技能者情報登録申請書 10/10 枚目　項目番号 15］をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※事業者情報、技能者情報の順での登録申請が手続き上、一部省略ができます。事業者情報登録申請、事業者 ID 取得後の所属技能者情報の登録申請をお願いいたします。

一般財団法人建設業振興基金

▶所属事業者情報

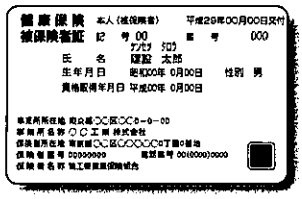
技能者情報登録申請書　3/10 枚目　項目番号　5

- ●所在地
- ●メールアドレス
- ●建設業許可番号
- ●法人番号
- ●事業者ＩＤ

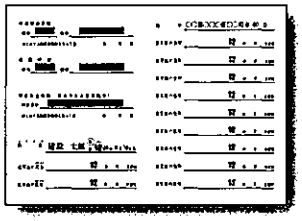
▶加入社会保険等情報

技能者情報登録申請書　4/10 枚目　項目番号　6

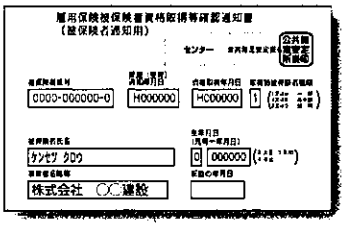
- ●健康保険



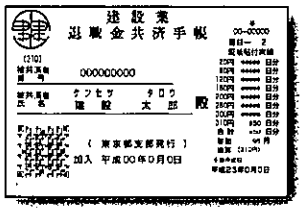
- ●年金保険



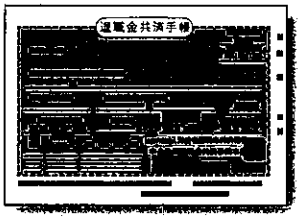
- ●雇用保険



- ●建設業退職金共済制度



- ●中小企業退職金共済制度



▶職　種

技能者情報登録申請書　5/10 枚目　項目番号　8

- ●経験等記入欄　所属事業者記入用

▶就業履歴データ連携認定システム

技能者情報登録申請書　8/10 枚目　項目番号　13

- ●コード
- ●システム名
- ●技能者個人 ID

資料8

18-0124

システムの概要編

建設業の今とこれからをみんなで支える

CCUS 建設キャリアアップシステム



2018年春登録開始!!

現場で働く技能者の皆さん、
事業者の皆さんの積極的な
登録をお待ちしています!

2018年秋運用開始!!



情報を登録するだけでカードを取得できます!
カードを使ってどの現場でも就業履歴を蓄積できます!

〈 カードリーダーを備えた現場の運用イメージ 〉

Step.1 情報の登録

技能者	・本人情報 ・職種、保有資格 ・社会保険加入状況 など
事業者 下請	・業種、資本金 ・社会保険加入状況 など
事業者 元請	・業種、資本金 ・社会保険加入状況 など

Step.2 カードの取得



(デザインはイメージです)

Step.3 現場の登録

・現場名
・工事内容 など

Step.4 就業履歴の蓄積



Step.5 経験の見える化

技能者就業履歴(イメージ)

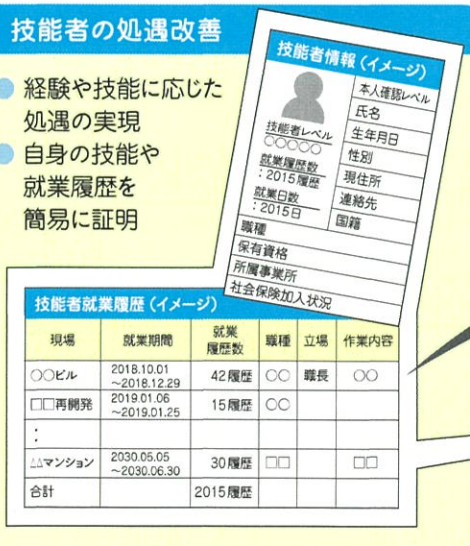
現場	就業期間	就業履歴数	職種	立場	作業内容
○○ビル	2018.10.01 ~2018.12.29	42履歴	○○	職長	○○
□□再開発	2019.01.06 ~2019.01.25	15履歴	○○		
:					
△△マンション	2030.05.05 ~2030.06.30	30履歴	□□		
合計		2015履歴			



システムが生み出す効果

技能者の処遇改善

- 経験や技能に応じた処遇の実現
- 自身の技能や就業履歴を簡易に証明



技能者情報(イメージ)

技能者レベル	本人確認レベル
○○○○	氏名
就業履歴数	生年月日
:2015履歴	性別
就業日数	現住所
:2015日	連絡先
	国籍
職種	
保有資格	
所属事業所	
社会保険加入状況	

技能者就業履歴(イメージ)

現場	就業期間	就業履歴数	職種	立場	作業内容
○○ビル	2018.10.01 ~2018.12.29	42履歴	○○	職長	○○
□□再開発	2019.01.06 ~2019.01.25	15履歴	○○		
:					
△△マンション	2030.05.05 ~2030.06.30	30履歴	□□		□□
合計		2015履歴			

現場管理の効率化

- 建設業退職金共済制度関係事務の効率化
- 社会保険加入状況等の確認の効率化
- 書類作成簡素化・合理化



施工体制台帳(イメージ)

元請会社名 建設業許可	元請の事業者情報を反映	下請負人に関する事項 下請会社名 建設業許可	下請の事業者情報を反映
工事内容等	現場情報を反映		
監督員等		現場代理人等	
社会保険等の加入情報	元請の事業者情報を反映	社会保険等の加入情報	下請の事業者情報を反映

作業員名簿(イメージ)

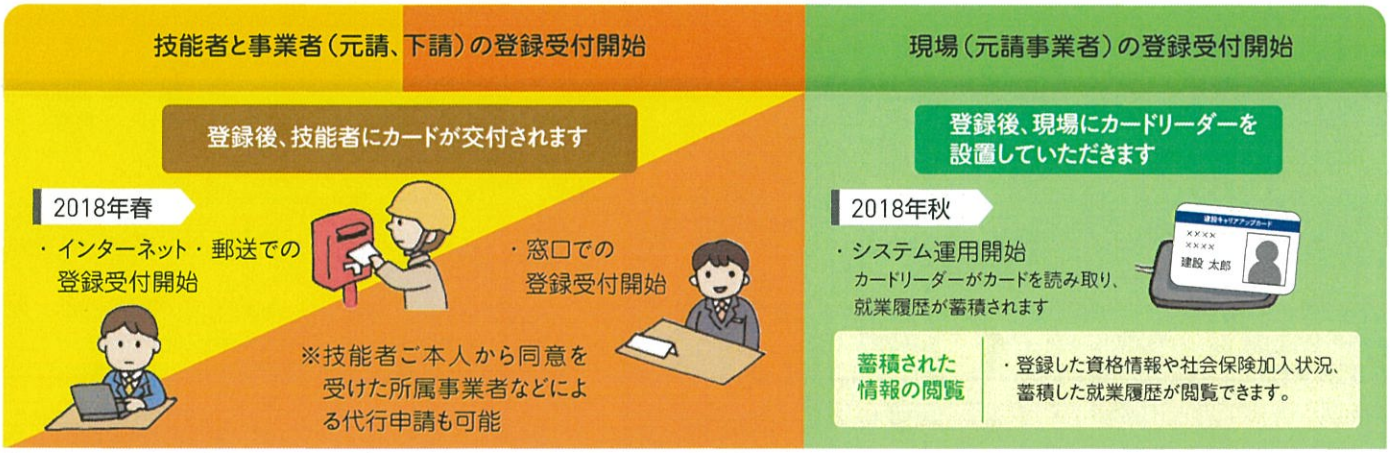
氏名	職種	生年月日・現住所等	健康診断	社会保険	資格	受入教育日

技能者情報を反映

一般財団法人 建設業振興基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号　虎ノ門4丁目MTビル2号館
詳しくは建設キャリアアップシステムのホームページをご覧下さい。

建設キャリアアップシステム
お問い合わせセンター《近日オープン》

登録開始から利用までのスケジュール



登録受付開始に先立ち、ホームページにインターネットでの登録申請画面を公開するほか、郵送・窓口申請用の登録申請書を配布いたします。

利用料について（税込）

対象者	料金の基本設定		
	料金名	期間	料金
技能者	技能者登録料	10年	インターネット申請　2,500円　（1年あたりに換算すると250円） 郵送、窓口申請　3,500円　（1年あたりに換算すると350円）
元請事業者 下請事業者	事業者登録料 ※1	5年	資本金に応じて11段階　一部抜粋　3千円（資本金500万円未満）　12万円（資本金10億円未満） 2万4千円（資本金5000万円未満）　120万円（資本金500億円以上）
	管理者ID利用料	1年	2,400円 / ID　（1月あたり200円）
現場（元請事業者）	現場利用料	—	3円 / 就業履歴 ※2

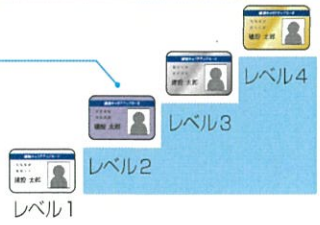
※1：一人親方の事業者登録料は無料　※2：就業履歴とは現場で技能者が就業した人日をいいます

国土交通省においてシステムを活用した技能者の処遇改善策について検討しています

技能者を評価する枠組み

システムに蓄積される
- 保有資格
- 就業履歴　など

これらを活用して評価



評価基準に合わせて色分けされたカードを交付

レベル分け、カードのカラーはイメージ
運用開始から当面は登録基幹技能者のみ色分け

所属する下請事業者の施工能力の見える化を進める枠組み

- 所属する技能者の人数・評価
- 表彰、工事実績、建機保有状況
- 社会保険などへの加入状況
- 人材確保・育成
- 経営状況　など



個人情報の保護

登録いただいた技能者の情報は、建設業振興基金の個人情報に関する保護方針（利用目的、共同利用等）と法律を遵守し適切に取り扱います。なお、本人と所属する事業者の同意がない限り、他の事業者は技能者の情報を閲覧できませんが、本人が就業している現場の元請や上位の下請事業者は閲覧できます。



ホームページでシステム概要を説明した動画や利用方法、Q&Aを公開しています。また、広報ツールを充実させ順次公開していきますので、最新情報のチェックもこちらからどうぞ。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/

システムの運営について

建設業団体、関係行政機関等で構成された建設キャリアアップシステム運営協議会にて本システムの構築及び運営に向けた具体的な検討を行い、建設業振興基金が運営していきます。

協議会構成員

国土交通省 / 厚生労働省 / (一財)建設業振興基金/
(一社)日本建設業連合会 / (一社)全国建設業協会 / (一社)全国中小建設業協会/
(一社)建設産業専門団体連合会 / (一社)日本空調衛生工事業協会 /
(一社)日本電設工業協会 / (一社)住宅生産団体連合会 / 全国建設労働組合総連合
【オブザーバー】東日本建設業保証(株) / 西日本建設業保証(株) /
北海道建設業信用保証(株) / (一社)全国建設産業団体連合会 /
(独)勤労者退職金共済機構